

第七部  
農  
政  
部

# 第一章 概 説

## 第一節 組織等の変遷

平成十四年四月現在の農政部は、農政課、農業経済課、農業技術課、蚕糸園芸課、畜産課、土地改良課、農村整備課の七課八地域機関六専門機関で組織され、職員数は千三百三十八名であった。

以後の主な組織の変遷は、次のとおりである。

平成十五年四月、農業技術課を改組し、担い手支援課を設置し、また畜産課の課内室であった地方競馬対策室を部内室に昇格させた。農業試験場、園芸試験場、病害虫防除所、農産加工指導センターを統合し、農業技術センターを設置した。

平成十六年四月、理事制の導入により、農政部から農業局となった。農業基盤整備業務の効率化を図るため、土地改良課及び農村整備課を農業基盤整備課に再編した。農協検査体制を強化するため農業経済課内に農協検査室を、県内漁業の振興体制を強化するため、蚕糸園芸課内に

ぐんまの魚振興室を、それぞれ設置した。

平成十七年四月、担い手支援課を廃止し、地域農業支援課を設置した。普及指導強化のため、農政課内に普及指導室を、農業適正使用推進体制強化のため、蚕糸園芸課内に生産環境室を、それぞれ設置した。また、県民局の設置により、各県民局に農業部長が配置され、各農業事務所は県民局の所管となった。蚕業試験場に附置していた繭糸技術センターを廃止した。十八年三月、高崎競馬廃止に伴う関連業務に一定のめどがついたため地方競馬対策室を廃止した。

平成十九年四月、きのこ生産振興を農産物の生産振興、販売推進等と一体的に進めるため、きのこ普及指導業務を環境・森林局から農業局に移管し、農政課内にきのこ室を設置した。農業関係試験研究機関の研究・企画調整業務を集約強化するため、農政課内に技術調整室を設置した。蚕糸園芸課内の生産環境室を農政課に移管した。蚕業試験場を蚕糸技術センターに改組した。

平成二十年四月、県産農産物のブランド化、販売戦略、消費拡大を一体的に推進するため、蚕糸園芸課内にぐんま

ブランド推進室を新設した。品目横断的経営安定対策など農業構造政策への取組を強化するため農政課内に構造政策室を新設するとともに、きのこ室を環境森林部林業振興課に移管した。また、地域農業支援課を技術支援課に改組し、農政課内の普及指導室、生産環境室を移管した。組織の簡素化のため、農業経済課内の農協検査室及び蚕糸園芸課内のぐんまの魚振興室を廃止した。農業基盤整備課を農村整備課に改組した。

平成二十二年四月、増加、拡大する農林業の鳥獣被害に的確に対応するため、鳥獣被害対策の新たな支援拠点として、農林大学校地内に鳥獣被害対策支援センターを新設した。

以上の変遷を経て、平成二十四年三月現在の農政部は六課八地域機関六専門機関で組織され、職員数は七百七十七名となった。

歴代の農政部長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
農政部長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	反町 功夫
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	増田 武志

理事農業担当 兼農業局長	〃	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	加藤 光治
理事農業担当	〃	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	田中 修
農政部長	〃	自平成一九・四・一 至平成一九・八・三一	山本 明
〃	〃	自平成一九・九・一 至平成一九・九・三	岸 良昌
〃	〃	自平成一九・一〇・一 至平成一九・一〇・三	岸 良昌
〃	〃	自平成一九・一〇・三 至平成二〇・三・三一	林 宣夫
〃	〃	自平成二〇・四・一 至平成二〇・四・三	岸 良昌
〃	〃	自平成二〇・四・三 至平成二一・三・三一	林 宣夫
〃	〃	自平成二一・四・一 至平成二一・四・三	岸 良昌
〃	〃	自平成二一・四・三 至平成二二・三・三一	林 宣夫
〃	〃	自平成二二・四・一 至平成二二・四・三	岸 良昌
〃	〃	自平成二二・四・三 至平成二三・三・三一	林 宣夫
〃	〃	自平成二三・四・一 至平成二三・四・三	岸 良昌
〃	〃	自平成二三・四・三 至平成二四・三・三一	林 宣夫
〃	〃	自平成二四・四・一 至平成二四・四・三	岸 良昌
〃	〃	自平成二四・四・三 至平成二五・三・三一	林 宣夫
〃	〃	自平成二五・四・一 至平成二五・四・三	岸 良昌
〃	〃	自平成二五・四・三 至平成二六・三・三一	林 宣夫
農政副部長	〃	自平成一九・一・一 至平成二〇・三・三一	竹内 佳晴
〃	〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	竹内 佳晴
〃	〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	吉田 孝男
〃	〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	中澤 哲夫

”	”
自平成二・四・一 至平成三・三・三二	関 順司
自平成三・四・一 至平成四・三・三一	茂木 一義

## 第二節 主要な施策、事業等の推移

### 一 農業農村の基本政策の推進

新「食料・農業・農村基本法」の制定やWTO農業交渉の進展など、本県農業農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応した新時代の農政を展開していくため、「食と農の群馬新世紀プラン」(群馬県食料・農業・農村振興計画)を平成十三年に策定した。

こうした中で、プラン二年目の平成十四年には、「米政策改革大綱」が決定され、「米づくりの本来あるべき姿」として消費者や市場を重視する効率的な生産・流通と需給調整システムの実現により、水田農業経営の安定と発展を図ることとなり、地域の特性に応じた水田の利活用を促進するなど、将来を見据えた水田農業の展開が求められることとなった。

また、この頃、全国各地でBSE(牛海綿状脳症)の発生、食品の偽装表示、無登録農薬の使用等、食に関する問題が数多く発生し、消費者に信頼される安全で安心な県産農産物の生産、供給が大きな課題になっていた。

このため、県では平成十六年に「食と農の群馬新世紀プラン(補強版)」の策定を行い、新世紀プランの策定後に新たに生じた課題への対応を図るとともに、平成十八年には「群馬県農業振興プラン二〇一〇」を策定し、これら課題への継続的な対応に加え、本県農業の多面的機能の維持・発揮や産業として力強い発展を目指し、「新時代へ飛躍する豊かで力強い群馬県農業の創造」に取り組んだ。

その後、平成二十三年には新たな五か年計画「ぐんま農業はばたけプラン」を策定し、「人づくり」、「産業づくり」など、四本の柱とそれを推進する二十四の施策を掲げ、「豊かで活力ある農業・農村の実現」に向け事業を展開した。

### 二 優れた担い手の確保・育成

優れた担い手の確保・育成は、本県農業の振興を図る上で重要な課題であり、継続性を持った着実な取り組みが必要とされる。

新規就農希望者に対しては、就農相談により、農業経営

の具体的な計画作成を支援するとともに、「認定就農者」に認定し、重点的に就農支援措置を講じてきた。また、農業への理解を深めるための研修会等の開催、農家研修等、就農に向けた技術習得の場を提供し、新規就農者の確保・育成の取り組みを総合的に実施した。

平成十四年度以降、年間百五十名程度で推移していた新規就農者数は、二十年からの景気の悪化により、その後は年間二百名程度と急増した。その対策として国が「農の雇用事業」を創設、県も「緊急就農相談窓口」を開設した。

自らの農業経営の改善・向上を積極的に進めようとする農業者については、市町村が「認定農業者」として認定し、関係機関が積極的に支援してきた。本県では、担い手の中核として認定農業者を位置付け、平成六年度の認定開始当初から、関係機関と連携して制度の推進、支援体制の整備等を進め、一貫して支援してきた結果、認定農業者数はおおむね増加傾向で推移した。さらに、認定農業者が相互の連携を図りながら、一層の経営改善に取り組み、本県農業・農村の活性化をより推進するため、二十一年三月十二日に「群馬県認定農業者連絡協議会」が設立された。

なお、次第に大規模化・多角化を図ろうとする経営者も増え始め、農業経営の法人化も進んできた。

平成二十一年の農地法改正により一般企業の農業参入

が緩和され、本県でも企業を新たな担い手の一形態と捉え、「企業等農業参入相談窓口」を設置するなど県の受入体制を進めた。二十三年度までに、県の把握で十七法人が農業に参入した。

また、先進的農村女性の活動支援としては、平成十六年度から二十一年度まで、女性農業者が意欲を持つて農業振興・農村地域づくりや各種方針決定の場へ参画していくリーダーの育成を目的として、ぐんま農村女性「きらめ輝塾」を一期二年で第三期まで開講した。館林市出身の見城美枝子氏に塾長を依頼し、計九十八名が卒業した。

### 三 園芸・畜産の生産振興

野菜は、本県農業産出額の約四割を占め、農業振興の中でも、重要な位置づけとなっている。また、本県は、全国でも上位の野菜生産県であり、首都圏への重要な野菜供給産地として期待されている。

このため、県では、平成十九年三月に「ぐんまの野菜振興計画」を策定するとともに、二十年度に、県単独補助事業である『野菜王国・ぐんま』強化総合対策」を新設し、競争力の高い産地や担い手の育成を図ってきた。

このような中、施設園芸では、燃油価格の大幅な上昇により経営状況の悪化が懸念されたことから、暖房用燃油使

用量の低減を進めるため、平成十九年度に国庫事業である「強い農業づくり交付金」を活用し、温室内での省エネ効果が期待される循環扇の導入を進めた。同年度限りでこの国庫事業は終了したが、二十年度に県単独補助事業「施設園芸省エネルギー緊急対策」を新設し、引き続き、同様の取組を進めた。

畜産も、野菜とともに本県農業産出額の約四割を占める本県農業の基幹部門であるが、この十年間は、飼料の価格変動が大きく、家畜伝染病の発生が危惧されるなど、常に厳しい環境の中で生産を継続してきた。さらには、食品の偽装表示問題や東日本大震災による原子力発電所事故により、畜産物の安全性の確保が重要課題となった。

県では、「群馬県酪農・肉用牛生産近代化計画」、「群馬県家畜改良増殖計画」、「群馬県肉用繁殖雌牛増頭プラン」を掲げ、家畜の改良・増殖、生産基盤の強化や生産コストの低減を目的とした施策を展開し、規模拡大や効率的な畜産経営の推進に取り組んできた。

平成十六年には「家畜の排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が完全施行されたことから、家畜排せつ物の適正処理や堆肥の利用促進等を推進した。

また、国内での高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫発生により、事前対応型防疫体制の一層の強化と飼養衛生管理

基準の遵守の徹底を図った。

#### 四 水田農業の活性化と集落営農の組織化の推進

米の生産調整は、平成十三年度以降も引き続き実施されたが、米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視・市場重視の考え方に立った需要に即応した米づくりの推進を通じた水田農業経営の安定と発展を図るため、国は対策を定め推進した。

これらの対策は、地域農業の構造改革を地域で統一的・総合的に実践する取組の一環として、生産調整を推進し「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指すことを目的としており、本県においてもこれに対応した対策を進めた。

さらに、国では、平成十七年三月に策定した新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づいて、担い手や生産組織の育成、生産性向上、食の安全確保等の施策を講ずるとともに、米も含めた品目横断的経営安定対策に対応するため、生産現場における売れる米づくりの取組や麦・大豆・飼料作物等の戦略作物の生産振興等の取組を推進した。

特に、品目横断的経営安定対策では、対策の対象者は認定農業者及び一定の要件を備えた集落営農に絞られたことから、小規模経営の多い本県の麦作を守るため、県は関係機関と連携して、集落営農の組織化を集中的に支援し

た。これにより、平成十八年度までに百十一の集落営農が設立された。

これらの組織の多くは、対策の対象者となるために麦作を中心に緊急的に設立されたため、その経営体質は脆弱であった。そこで県では、農業団体と一体となり、経営の複合化及び法人化による組織の経営体質強化に取り組んだ。特に法人化については、組織設立後五年以内の法人化が対策の対象者となる要件であったことから、最重要課題として取り組み、平成二十三年度には約半数の組織が法人化した。

組織設立後五年以内に法人化ができなかった組織は、さらに五年間の延長の承認を得て、引き続き法人化に向けた取組を続けることとなった。

また、経営の複合化については、米麦に加え野菜・加工部門等の導入により複合経営を行う組織を「ぐんま型集落営農」と名付けて推進した。

## 五 環境と調和した農業の推進

有機質資源の循環利用により健全な土壌を形成することと併せて、化学肥料・化学農薬の節減により環境への負荷の少ない環境保全型農業を推進するため、平成二十年九月に、「群馬県環境保全型農業検討委員会」を設立し、本県の慣行栽培における化学肥料・化学合成農薬の平均的な使用

量（慣行レベル）の策定やエコファーマー認定等の審議を行った。

化学肥料・化学農薬を慣行栽培の五割以上削減することを要件とした「群馬県特別栽培農産物認証制度」は、平成十六年八月に認証区分の廃止、化学合成農薬使用基準の見直し等を行い、県要綱を大幅に改正した。

平成十九年四月に施行された「有機農業の推進に関する法律」に基づき、県では二十二年七月に「群馬県有機農業推進計画」を策定し、取組を推進した。

平成十八年三月に、農業生産工程管理（GAP）の考え方、取組手順等を示した「群馬県食品安全のためのGAP実践マニュアル」を作成するとともに、二十三年二月に「群馬県農業生産工程管理（GAP）推進方針」を定め、GAPの導入・普及を図った。

平成十九年に、農地や農業用水の適切な保全管理と農村環境の保全等に役立つ地域共同活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」が創設され、化学肥料と化学農薬を五割以上低減する取組に対する環境支払いが実施された。二十三年には、制度改正により、化学肥料・化学農薬低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対して支援する、環境保全型農業直接支援対策が創設された。

## 六 食の安全安心の推進

平成十四年八月に判明した無登録農薬事件を受け、十四年十一月「群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例（農薬適正使用条例）」を公布施行した。県では平成十五年十月から、農薬適正使用条例に基づき、出荷前の野菜・果樹等の残留農薬検査を開始した。

平成十八年五月、輸入食品からの残留農薬検出問題等を背景に食品衛生法の一部改正により、原則として全ての農薬に対し残留農薬基準値が設定されるポジティブリスト制度が導入され、農薬登録のない作物に対しては一律基準値（〇・〇一ppm）が設定された。これにより、近隣から飛散したわずかな農薬であっても残留農薬基準値を超過する恐れがあることから、研修会、巡回指導等による制度の周知と農薬飛散防止対策の研究や指導の徹底を図っている。

平成二十三年三月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、同年三月に本県産のホウレンソウとカキナから、同年五月及び六月には茶から暫定規制値を上回る放射性物質が検出され、原子力災害対策本部長から出荷制限指示が出された。その後の検査により継続して暫定規制値を下回ったことからホウレンソウとカキナは同年四月に出荷制限指示が解除された。県では、県産農産物の安全性を確保する観点から、継続的に放射性物質検査を実施

するとともに農産物等への吸収抑制対策について指導した。

## 七 新品種・新技術の開発と普及

農業関係の試験研究機関では、地域に根ざした技術開発の推進を基本とした「ぐんま農業研究基本計画」を策定し、品種の育成や省力・低コスト生産技術の開発を重点目標に、研究開発に取り組んだ。また、農業技術センター及び蚕糸技術センターを新設し、研究開発機能の強化を図った。

これらにより、作物（水稲、小麦、コンニャク、イチゴ等）、蚕の品種育成及び魚の作出を行ったほか、栽培・飼養管理等の新技術を開発した。

普及事業では、担い手の減少や高齢化、生産額の減少に対応するため、経営感覚に優れた農業経営体の育成や生産コストの低減、高生産性技術の普及等の活動を継続実施した。

さらに、普及活動の重点化・効率化を図りつつ、研修会の開催や巡回指導の実施、実証ほ等の設置や就農相談窓口の開設等、直接農業者に接した活動を展開し、新規就農者の育成、女性農業者や集落営農組織への支援、食の安全対策等の新たな課題解決に取り組んだ。

## 八 各種農産物のブランド化・販売促進対策

激化する農産物の国内外の産地間競争や、食の安全や健康に対する関心の高まりなど多様化する消費者ニーズに対応し、県産農産物の有利販売に繋げるため、平成十七年三月に「県産農産物の販売戦略」戦略的創造と実践に向けて」を策定した。

戦略を実践するため、蚕糸園芸課内に「ぐんまブランド推進室」を設置し、県内の農産物全体を見据えたブランド戦略を講じる体制を構築するとともに、関係団体で構成する「群馬県農畜産物販売戦略協議会」を設置し、消費者の視点を重視した新たな販売戦略、生産・加工から流通販売までの対策を戦略的かつ総合的に推進した。

本県農産物出額の大半を占める野菜、畜産物の販売促進を図るため、知事のトップセールス、実需者との意見交換及びこれらの産地へのフィードバック、消費や市場動向を捉えた生産・出荷等により、主要卸売市場での占有率拡大、販売力強化を図った。

地場産農産物の利用拡大と、「食」と「農」への理解促進を図るため、学校給食での利用促進や農産物直売所の活動支援、収穫感謝祭の開催などに取り組んだ。

## 九 農業生産基盤の保全整備

生産性の高い農業生産基盤の整備により担い手への農地集積を促進するとともに、既存の農業水利施設や農道などについては整備から保全への考え方の転換を一層進めた。

また、農業者や地域住民との連携による農地や農業用施設の保全管理、地域資源を有効活用した保全活動など、農村が有する多面的機能の発揮と活力ある地域づくりを支援した。

農業農村整備事業実施に当たっては、農業の基礎的条件である農地と水に関わる生産基盤と農村地域の生活環境の保全整備を計画的かつ総合的に推進するため、県農業農村整備中期計画として平成十三年度を初年度とする「ぐんま農業農村整備推進プラン」、十八年度を初年度とする「ぐんま水土里保全整備プラン」、二十三年度を初年度とする「ぐんま水土里保全プラン」を策定し、魅力ある農業農村を育む基盤づくりと活力ある地域づくりを目指すこととした。

## 十 鳥獣害対策の推進

深刻化する野生鳥獣による農作物等の被害を軽減するため、平成十九年に制定された鳥獣被害防止特別措置法に基づき、国庫事業及び県単事業を活用して、地域が主体的に取り組む被害対策の取組を支援した。また、市町村被害防止計画の作成や地域の対策の核になる人材を育成す

るなど、取組体制を整備した。

平成二十一年には、日本獣医生命科学大学と包括連携協定を締結し、新たな対策手法の研究に取り組んだ。

## 第二章 農政課

### 第一節 組織等の変遷

#### 第二項 農政課

##### 一 農政課

平成十四年四月現在の組織は、グループ制の導入により課長以下、総務グループ、企画予算グループ、技術調整グループ、農地管理グループ、構造政策グループ、生産計画グループ、組織整備班の六グループ一班体制であった。

平成十七年四月、普及指導室長を設置、担い手支援課の普及・災害グループ、経営技術グループ、園芸技術グルー

さらに、平成二十二年には鳥獣被害対策支援センターを設置して、地域ぐるみの対策を支援するなど、一層の対策強化に取り組んでいる。

プ、農畜産技術グループを受入れ、一課内室七グループ体制となった。

平成十九年四月、技術調整室長、きのご室長、生産環境室長を設置、四課内室十グループ体制となった。

平成二十年四月、構造政策室長を設置、きのごの業務を林業振興課に移管し、普及指導室と生産環境室の業務を新設した技術支援課に移管した。係制の導入により二課内室八係体制となり、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

		農政課長 次長(二名)		総務係 (三名)		職員の身分、 服務、給与及 び福利厚生、 文書、表彰	
		企画調整係 (五名)		企画、議会、 広報、情報 化、旧高崎競 馬場施設管理		予算、決算、 会計、管財	
		技術調整係 (四名)		試験研究推 進、試験場予 算、特許・育 成品種出願		農振法	
		技術調整室長 (五名)		農地計画係 (三名)		農地法、自作 農財産管理	
		構造政策室長 (四名)		構造改善係 (四名)		経営構造対 策、農地利用 集積、耕作放	

職名	在職期間	氏名
農政課長	自平成二一・三・四 至平成二一・三・三	篠崎 健司
農政課長	自平成二一・六・四 至平成二一・三・三	田中 修
農政課長	自平成二一・七・四 至平成二一・三・三	竹内 佳晴
農政課長	自平成二一・七・四 至平成二一・三・三	竹内 佳晴
農政課長	自平成二一・八・三 至平成二一・三・三	竹内 佳晴
農政課長	自平成二一・八・四 至平成二一・三・三	竹内 佳晴
農政課長	自平成二一・九・三 至平成二一・三・三	竹内 佳晴
農政課長	自平成二一・九・四 至平成二一・三・三	竹内 佳晴
農政課長	自平成二一・〇・三 至平成二一・三・三	新井 治男

経営体支援係 (三名)		棄地対策、農 業公社活動促 進
認定農業者・ 集落営農組織 ・農業法人等 の育成、企業 参入の支援		

普及指導室主監	至平成一九〇三・三二	小林 幹雄
至平成一九〇四・三一	小林 和弘	
至平成一九〇三・三一	猪岡 正明	
至平成一九〇四・三一	山口 憲作	
至平成一九〇三・三一	角田 隆紀	
至平成一九〇四・三一	依田 初雄	
至平成一九〇三・三一	茂木 一義	
至平成一九〇四・三一	安藤美喜夫	
至平成一九〇三・三一	石川 裕士	
至平成一九〇四・三一	富宇加治一	
至平成一九〇三・三一	武井 良一	
至平成一九〇四・三一		

きのこ室長	自平成一九〇四・三一	松本喜久男
生産環境室長	自平成一九〇四・三一	鈴木 重雄
構造政策室長	自平成一九〇四・三一	藤井 昇
至平成一九〇三・三一	至平成一九〇四・三一	宮崎 一隆
至平成一九〇三・三一	至平成一九〇四・三一	澁谷 喜久
至平成一九〇三・三一	至平成一九〇四・三一	小林 幹雄
至平成一九〇三・三一	至平成一九〇四・三一	永澤 克佳
至平成一九〇三・三一	至平成一九〇四・三一	柏 昌宏

## 二 地方競馬対策室

平成十五年四月、高崎競馬に関する対策を総合的に実施するため、畜産課内にあった地方競馬対策室を部長直轄の部内室に昇格させた。

平成十八年三月、高崎競馬廃止に伴う関連業務に一定のめどがついたため、地方競馬対策室を廃止した。

歴代の室長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
地方競馬対策室長	自平成一五・四・一 至平成一八・三・三一	中村 精一

## 第二項 地域機関

### 一 農業総合事務所

農業総合事務所は、農政総務部、経営普及部、家畜保健衛生部、農村整備部、各農業改良普及センター、各農村整備センターで組織され、中部、西部、吾妻、利根、東部の五か所に設置されていたが、平成十七年四月、県民局の設置により農業事務所へ変更した。

歴代の所長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
農政部参事兼中部農業総合事務所長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三一	井上 孝一
中部農業総合事務所長	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	渡邊 展章

中部農業総合事務所 農政総務部長	自平成一三・四・一 至平成一六・三・三一	月田 幸人
中部農業総合事務所 経営普及部長	自平成一三・四・一 至平成一七・三・三一	清水 修
中部農業総合事務所 渋川地区農業改良普及センター所長	自平成一三・四・一 至平成一六・三・三一	戸塚 正幸
中部農業総合事務所 普及センター所長	自平成一三・四・一 至平成一六・三・三一	柳澤 靖浩
中部農業総合事務所 伊勢崎地区農業改良普及センター所長	自平成一四・三・三一 至平成一七・三・三一	大津 昇三
中部農業総合事務所 家畜保健衛生部長	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	岡島 正美
中部農業総合事務所 家畜保健衛生部長	自平成一四・三・三一 至平成一七・三・三一	亀井 孝祐
中部農業総合事務所 家畜保健衛生部長	自平成一四・三・三一 至平成一六・三・三一	真木 肇
中部農業総合事務所 家畜保健衛生部長	自平成一六・三・三一 至平成一七・三・三一	宮沢 壽
中部農業総合事務所 家畜保健衛生部長	自平成一六・三・三一 至平成一七・三・三一	木暮 義雄
中部農業総合事務所 家畜保健衛生部長	自平成一六・三・三一 至平成一七・三・三一	竹内 佳晴

中部農業総合事務所 農村整備部長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三	菅沼 正
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三	福浜 満
中部農業総合事務所 渋川農村整備 センター所長	自平成一三・四・一 至平成一六・三・三	楯 正晴
中部農業総合事務所 七ンター所長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三	福原 享治
農政部参事兼西部 農業総合事務所長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三	北爪 久夫
西部農業総合 事務所長	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三	秋間 寿男
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三	加賀谷 宏
西部農業総合事務所 農政総務部長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三	丸橋 利克
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三	柴崎 正義
西部農業総合事務所 経営普及部長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三	高橋 章夫
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三	松村 茂雄

西部農業総合事務所 藤岡地区農業改良 普及センター所長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三	野口 昇
西部農業総合事務所 藤岡地区農業改良 普及センター所長	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三	手嶋 松男
西部農業総合事務所 富岡地区農業改良 普及センター所長	自平成一三・四・一 至平成一六・三・三	松井 俊弘
西部農業総合事務所 富岡地区農業改良 普及センター所長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三	大澤 茂裕
西部農業総合事務所 家畜保健衛生部長	自平成一三・四・一 至平成一六・三・三	仲谷 英明
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三	藤原 之壽
西部農業総合事務所 農村整備部長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三	福浜 満
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三	藤巻 宣弘
吾妻農業総合 事務所長	自平成一三・四・一 至平成一六・三・三	萩原 俊作
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三	渡邊 展章
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三	竹内 佳晴

利根農業綜合事務所 事務所長	至平成一七・四・三三	丸橋 利克	利根農業綜合事務所	至平成一六・五・四三	江原 和義
至平成一七・四・三三	秋間 壽男	東部農業綜合事務所長	至平成一五・五・三三	增田 武志	
至平成一七・四・三三	楯 正晴	農政總務部長	至平成一四・四・三三	海老沼保治	
至平成一六・五・三三	菅沼 正	至平成一七・四・三三	至平成一六・六・三三	萩原 俊作	
至平成一五・四・三三	伊藤 典明	至平成一六・五・三三	至平成一七・四・三三	石井 一弘	
至平成一六・四・三三	小野 実	至平成一六・四・三三	至平成一六・四・三三	木暮 義雄	
至平成一四・四・三三	苦米地達生	至平成一六・四・三三	至平成一七・四・三三	依田 初雄	
至平成一四・四・三三	大塚 直毅	至平成一五・四・三三	至平成一六・五・三三	上村 勇美	
至平成一六・四・三三	南雲 圭一	至平成一七・四・三三	至平成一五・五・三三	加部 通治	
至平成一四・四・三三	富宇加治一	至平成一六・四・三三	至平成一七・四・三三	田中 光男	
至平成一七・四・三三	清水 隆一	至平成一六・四・三三	至平成一六・四・三三	矢島 篤	

〃	東部農業総合事務所 農政総務部長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三二	島田 忠男
〃	東部農業総合事務所	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三二	磯 幸男
〃	東部農業総合事務所 経営普及部長	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三二	石川 裕士
〃	東部農業総合事務所	自平成一三・四・一 至平成一六・三・三二	新井 哲朗
〃	東部農業総合事務所 桐生地区農業改良 普及センター所長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三二	藤村 秀雄
〃	東部農業総合事務所 桐生地区農業改良 普及センター長	自平成一三・四・一 至平成一六・三・三二	清水 馥
〃	東部農業総合事務所 館林地区農業改良 普及センター所長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三二	牛込 忠雄
〃	東部農業総合事務所 館林地区農業改良 普及センター所長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三二	藤村 秀雄
〃	東部農業総合事務所 館林地区農業改良 普及センター長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三二	湯谷 謙
〃	東部農業総合事務所 家畜保健衛生部長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三二	藤原 之壽
〃	東部農業総合事務所 家畜保健衛生部長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三二	水谷 富哉

東部農業総合事務所 農政整備部長	自平成一三・四・一 至平成一六・三・三二	吉川 正敏
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三二	矢野 清彦
東部農業総合事務所 館林農政整備 センター所長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三二	矢野 清彦
東部農業総合事務所 館林農政整備 センター所長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三二	福島 賢二

## 二 農業技術センター

平成十五年四月、各農業技術分野の連携を強化し、迅速かつ柔軟に研究に取り組むため、農業試験場、園芸試験場、病害虫防除所、農産加工指導センターを統合し、農業技術センターを設置した。

平成十七年四月、蚕糸園芸課から農政課へ移管された。歴代の所長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
農政部参事兼 農業技術センター 所長	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三二	町田庄一郎

農業技術センター 所長	自平成一七・四 至平成二〇・三	岩田直記	農業技術センター 企画管理部長	自平成一九・四 至平成二〇・三	廣井保夫
農業技術センター 副所長	自平成一五・四 至平成一六・三	沖嶋壽彦	農業技術センター 地域共同開発室長	自平成一五・四 至平成一七・三	林宣夫
農業技術センター 副所長兼 環境作物部長	自平成一六・四 至平成一七・三	須永文雄	農業技術センター 生産環境部長	自平成一七・四 至平成一八・三	山口憲作
農業技術センター 副所長兼 環境作物部長	自平成一七・四 至平成一九・三	村田公夫	農業技術センター 副所長兼 環境作物部長	自平成一八・四 至平成一九・三	角田隆紀
農業技術センター 副所長兼 環境作物部長	自平成一九・四 至平成二〇・三	内田秀司	農業技術センター 副所長兼 環境作物部長	自平成一九・四 至平成二〇・三	須永文雄
農業技術センター 副所長兼 環境作物部長	自平成二〇・四 至平成二一・三	土屋実	農業技術センター 副所長兼 環境作物部長	自平成二〇・四 至平成二一・三	宮原克祐
農業技術センター 副所長兼 環境作物部長	自平成二一・四 至平成二二・三	折茂佐重樹	農業技術センター 副所長兼 環境作物部長	自平成二一・四 至平成二二・三	千本木市夫
農業技術センター 副所長兼 環境作物部長	自平成二二・四 至平成二三・三	山田正幸	農業技術センター 副所長兼 環境作物部長	自平成二二・四 至平成二三・三	折茂佐重樹
農業技術センター 副所長兼 環境作物部長	自平成二三・四 至平成二四・三	白石俊昌	農業技術センター 副所長兼 環境作物部長	自平成二三・四 至平成二四・三	上原郁久
農業技術センター 副所長兼 環境作物部長	自平成二四・四 至平成二五・三	阿部晴夫	農業技術センター 副所長兼 環境作物部長	自平成二四・四 至平成二五・三	本多福治
農業技術センター 副所長兼 環境作物部長	自平成二五・四 至平成二六・三	掛川尚允	農業技術センター 副所長兼 環境作物部長	自平成二五・四 至平成二六・三	青木秀人



### 三 病虫害防除所

平成十五年三月まで、農業技術課の所管であった。  
平成十五年四月、農業技術センターに統合され、病虫害防除所長は農業技術センター所長が兼務することになった。  
所長は次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
病虫害防除所長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	武井 輝雄

### 四 農業試験場

平成十五年三月まで、農業技術課の所管であった。  
平成十五年四月、農業技術センターの設置により、組織を廃止した。  
場長等は次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
農業試験場長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	町田庄一郎
農業試験場副場長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	沖嶋 壽彦

農産加工指導センター所長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	亀井 孝祐
--------------	-------------------------	-------

### 五 蚕糸技術センター

平成十九年四月、蚕糸試験場から蚕糸技術センターに改組した。

歴代の所長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
蚕糸技術センター所長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	設楽 知良
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	松井 英雄
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	町田 順一
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	小林 初美
蚕糸技術センター 上席研究員	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	森 久
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	佐藤 勉

## 六 蚕業試験場

平成十七年四月、蚕糸園芸課から農政課へ移管されるとともに、附置機関の繭糸技術センターを廃止した。  
平成十九年四月、蚕糸技術センターに改組した。  
歴代の所長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
蚕業試験場長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	藤枝 貴和
〃	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	忰田 裕道
〃	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	設楽 知良
蚕業試験場 繭糸技術セン ター所長	自平成二・四・一 至平成二六・三・三一	小嶋 桂吾
〃	自平成二六・四・一 至平成二八・三・三一	荒木 格男
蚕業試験場 上席研究員	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	清水 治

## 七 水産試験場

平成十七年四月、蚕糸園芸課から農政課へ移管された。  
平成二十三年四月、箱島養鱒センターを川場養魚センタ  
ーに統合した。  
歴代の場長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
水産試験場長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	村田 誠
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	新井 正尚
〃	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	荒木 格男
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	信澤 邦宏
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	吉澤 和具
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	小林 幹雄

## 八 園芸試験場

平成十五年三月まで、蚕糸園芸課の所管であった。平成十五年四月、農業技術センターの設置により、組織を廃止した。

場長等は次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
園芸試験場長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三一	村岡 邦三
園芸試験場副場長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三一	上村 勇美

## 第二節 主要な施策、事業等の推移

### 第二項 農政基本対策推進

#### 一 群馬県農政審議会運営

農業に関する基本問題を調査、審議し、本県農政の円滑な推進を図るため、昭和三十五年に発足した農政審議会の運営を行った。

#### 二 群馬県農業振興プラン（二〇一〇）策定

農業生産力や食料自給率の低下、食の安全・安心など、農業農村を取り巻く状況や直面する課題等を踏まえ、群馬県農業がその有する多面的機能や公益性を十分に発揮するとともに産業として力強く発展することを目指し、平成十八年三月に「群馬県農業振興プラン（二〇一〇）」を策定した。このプランは、二十二年度の群馬県農業が目指す方向とその取り組み内容を示した基本計画と、これを実践するために毎年度作成するアクションプランの二部構成になっており、中期的な展望を見据えた施策展開と時代・情勢の変化への対応を図った。

プランでは、意欲ある優れた担い手が産業として「自立する農業経営の実現」（産業としての産業政策）と、農業の持つ多面的・公益的機能の維持・拡充が図られた「豊かな県民生活を支える活力ある農業・農村の振興」（公益性を重視した農業・農村政策）の二本柱に体系化し、「新時代へ飛躍する豊かで力強い群馬県農業の創造」を目指し取り組んだ。

#### 三 ぐんま農業はばたけプランの策定

人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化の進展やライフスタイルの変化等、農業・農村を取り巻く情勢が厳しさを増す中、本県農業を将来性と魅力のある産業に成長さ

せ、未来に向かつて大きくはばたかせるため、「ぐんま農業はばたけプラン」を平成二十三年三月に策定した。

このプランは、平成二十七年年度を目標年度とする五か年計画（二十三〜二十七年度）で、具体的な取組内容は、毎年度作成する「年度別計画」により明示するとともに、成果や進捗を検証し、「基本計画」の着実な推進を図ることとしている。

プランでは、力強い農業を担う「人づくり」、競争力のある農産物を創り出す「産業づくり」、持続的な生産を支える「基盤・環境づくり」、豊かで安全な食を育む農と県民の「絆づくり」の四本を施策の柱に掲げ、県民一人ひとりの理解と支持のもと、農業の振興を通じて、子どもから高齢者までの全ての県民が、幸せに生き生きと暮らすことのできる「豊かで活力ある農業・農村の実現」に向け、取り組んでいる。

## 第二項 試験研究について

農業関係の試験研究機関（農業、蚕業、水産及び畜産）では、生産現場が直面する課題解決及び将来の農業を切り拓く革新的技術の開発に取り組んだ。また、担い手の減少や高齢化、食の安全・環境保全への関心の高まり等、農業を取り巻く情勢を踏まえ、品種育成と栽培飼養管理技術の開

発、気候変動及び環境との調和に対応した生産技術の開発、省力・低コスト生産技術の開発、農産物の高付加価値化生産技術の開発を重点に、研究開発を行った。

平成十五年四月、農業試験場、園芸試験場、病害虫防除所、農産加工指導センターを農業技術センターに統合した。本館は旧園芸試験場に置き、病害虫防除所長はセンター所長が兼務した。また、農業技術センター内に地域共同開発室を設け、プロジェクト研究や他の研究機関等との連携を推進した。なお、地域共同開発室は、十九年四月、農政課内に設置した技術調整室に主な業務を移管した。

蚕業試験場は、平成十七年三月に繭糸技術センターを廃止し、十九年四月には、養蚕農家の技術指導を業務に加えた蚕糸技術センターに改組した。

また、平成十八年及び二十三年の三月には、「ぐんま農業研究基本計画」を策定し、計画的かつ効率的研究の推進を図った。試験研究機関の主要研究とその成果は、次のとおりであった。

### 一 農業技術センター（平成十四年度まで農業試験場）

品種育成では、水稻「舞風」、小麦「さとのそら」、コムギヤク「みやままさり」、りんご「おぜの紅」、いちじく「やよいひめ」のほか、品目では、ブルーベリー、すいか、キャベツ、うど、ぶき、

トマト、すももとうめの交雑種、べにばないんげん、たらのき、宿根アスター、あじさい、オステオスペルマム、こぎく、とりかぶとの計十九品目・三十二品種を品種登録した。

なお、オステオスペルマムではイオンビーム照射、あじさいの「スプリングエンジェル」シリーズでは胚珠培養の生物工学手法により品種育成につなげることができた。

機械開発では、花き鉢物用定量施肥器やキュウリ小型自動選別機を開発し、作業の省力化に寄与した。また、高冷地キャベツ産地向けにキャベツ苗移植同時粒剤植穴施用装置を開発し、害虫防除の安定化に貢献した。

農産加工研究では、小麦精麦味噌とブルーベリー酢を開発し、地域の六次産業化を推進した。

土壌環境研究では、県内農耕地の土壌図をデジタル化し利便性を高めた。

病害虫研究では、キャベツのバーティシリウム萎凋病対策としてエン麦野生種のすき込みによる耕種的防除、トマト黄化葉巻病診断における簡易検定法、防虫ネットと循環扇の併用によるコナジラミ類の侵入防止、コンニャク種芋の温湯消毒装置の開発、ミヤコカブリダニによるハダニ類の生物的防除技術等を開発し、産地における安定生産につなげた。

野菜栽培研究では、キュウリのつる下ろし整枝技術、アスパラガスの省力早期多収栽培技術を開発し、産地の安定生産

に寄与した。

果樹栽培研究では、カキの樹上脱澁法の改良及び省力的処理方法、ブルーベリーの増殖技術や大粒果の安定生産技術を開発し、農家の収益向上や産地化に貢献した。

花き栽培研究では、シクラメン育苗苗における樹液診断による施肥技術、ポットカーネーションの底面吸水栽培における施肥技術を開発し、品質向上に貢献した。

稲麦栽培研究では、病害虫複合抵抗性品種「ゆめまつり」を水稻奨励品種として選定し、県内平坦地での高品質安定生産に寄与した。

コンニャク栽培研究では、コンニャク品種を識別できるDNAマーカーを農業生物資源研究所と共同研究で開発した。また、ほ場越冬栽培技術、「みやままさり」の生子休眠回避技術を開発し、安定生産に寄与した。

このほか、農薬のポジティブリスト制度の導入に伴う産地対応として、コンニャク、キャベツ、露地なす、りんごで農薬飛散防止技術を開発し、農薬事故の防止につなげた。

## 二 蚕糸技術センター(平成十八年度まで蚕業試験場)

繭や生糸に特徴ある群馬オリジナル蚕品種の開発に取り組み、平成十四年度にニット向け太織度蚕品種「蚕太」、十八年度に生糸物性に優れた「上州絹星」を開発し、群馬ブラ

ンド奨励蚕品種に認定された。

ネットロウシルク繰糸機の改良と生糸特性を活かした製品開発について、平成十四年度から十六年度に取り組み、繰糸作業能率の向上と糸質改善が図られ、新たなシルク素材としての可能性を明らかにした。

新しい防疫資材の開発に平成十九年度から二十二年度に取り組み、消石灰等を利用して農家が簡便に調製できる蚕座環境改善剤と、ホルマリンに代わる蚕飼育環境改善剤を開発した。

遺伝子組換えカイコの実用性向上研究に平成二十年度から取り組み、診断薬用抗体等を生産する遺伝子組換えカイコ二品種を実用品種化した。改良したカイコの系統維持・蚕種製造・保護マニュアル及び農家が拡散防止措置を執った稚蚕共同飼育所等を利用して、実用飼育するための飼育標準表や作業マニュアルを作成した。

### 三 水産試験場

利根川におけるアユの漁獲量増大に関する研究に平成十九年度から取り組み、主要な産卵場を推定し、流下仔アユの生態と天然アユの遡上実態を把握し、水環境・放流種苗・天然資源などを包括した総合的アユ管理手法の確立を図った。

県内の重要な釣り対象魚であるワカサギの増殖に関する研究に平成十四年度から取り組み、初期減耗を抑えるため、筒型ふ化器を用いた増殖方法を現場に導入し、資源の安定化とふ化管理の省力化を図った。

魚病研究については、平成二十二年度にマルチプレックスPCR法を用いたアユにおける冷水病も含めた四つの細菌性病の同時診断技術を開発した。これにより、従来より迅速、高感度、低コストな防疫対策が可能となった。

カワウによる漁業被害の防除技術研究に平成十九年度から取り組み、カワウの採食生態の解明や追い払い技術等を開発した。追い払いと、かかしの設置を組み合わせることで、忌避効果の持続期間を延長させることが可能となり、漁業協同組合や養殖業者に普及・指導した。

河川でのアユ冷水病被害を軽減するため、平成十七年度に利根川河口堰で採捕したアユと従来系統を交配し、冷水病に耐性があり種苗性も高い新たな系統の開発に取り組み、放流用種苗として実用化を図った。

ニジマス系統間交配により遊漁用のニジマスを作成した。平成二十二年度から取り組んだ作出魚の特性を評価する試験を行い、引きの強さや釣りやすさ等に良好な評価を得たことから、遊漁用ニジマスとしての普及を検討した。

#### 四 畜産試験場

乳牛の濃厚飼料に破砕した飼料用米を用いることで、トウモロコシを全量代替できることを明らかにした。また、放し飼い牛舎での乳牛活動量の計測により、発情発見率が向上し、観察時間を短縮できることを明らかにした。平成十四年度から黒毛和種去勢牛の肥育期間短縮に取り組み、八か月齢に肥育を開始し、二十六か月齢で出荷しても良好な成績が得られ、短縮が可能なることを明らかにした。

離乳子豚の飼料に添加される銅や亜鉛の低減に平成十五年から取り組み、生産性が低下しない手法を明らかにし、環境負荷の低減に貢献した。

飼料価格の高騰に対応するため、平成十九年度から、バイオエタノール蒸留かすの利用に取り組み、採卵鶏及び肉用鶏への配合可能割合を明らかにした。

畜産経営で最も苦情の多い悪臭の対策研究に平成十五年度から取り組み、県内で採掘される軽石を利用した低コスト脱臭装置を開発し、普及に移した。

自給飼料では、平成十五年度から細断型ローバレーターの利用実証に取り組み、トウモロコシだけでなく、牧草等への適用が可能であることを明らかにした。

繁殖基礎牛の育種価を推定するため、現場での後代検定

による選抜・改良を進めるとともに、過剰排卵処理技術等を向上させ、優良基礎牛から受精卵を生産、供給した。

#### 五 園芸試験場（平成十四年度まで）

品種育成では、宿根アスター三品種を品種登録した。

野菜栽培研究では、アスパラガスの早期出荷技術、夏レタスの生理障害対策技術を開発し、産地の安定生産に寄与した。

果樹栽培研究では、ナシ「幸水」の摘心栽培における省力安定生産技術を開発し、農家の収益向上に貢献した。

花き研究では、切り花あじさいに適した鮮度保持技術を開発し、産地の市場評価を高めた。

#### 第三項 優良農地の保全と権利調整

##### 一 農業振興地域制度

農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）は、昭和四十四年に制定され、五十年、五十九年、平成十一年、十七年に改正がなされ、二十一年には、次のおり最も大きな改正が行われた。①国の基本指針及び都道府県の基本方針に確保すべき農用地等の面積の目標を明記すること ②農用地区域からの除外要件に「効率的かつ安

定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがないと認められることが追加されたこと  
 ③ 国及び地方公共団体による公共施設（学校、病院等）の開発行為について法定協議制が導入されたこと  
 ④ 農用地区域に含めるべき集团的農用地の面積要件が「二十ヘクタール以上」から「十ヘクタール以上」に引き下げられたこと  
 ⑤ 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（二十七号計画）の要件が見直しされ、除外が厳格化されたこと。

農振法の目的は、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に關し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることである。具体的には、農林水産大臣が定める農用地等の確保等に関する基本指針に基づき、知事が農業振興地域整備基本方針を定めるとともに、今後、農業の振興を図る地域（農業振興地域）を指定し、市町村等がその地域の農業の状況に應じた農用地利用計画（農用地区域を定める）、農業生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画等からなる総合的な計画である農業振興地域整備計画（以下「農振整備計画」という。）を策定、推進することにより、優良農用地を保全・形成し、農業施策を集中的に実施し、農業の健全な発展を図るとも

に、国土資源の合理的な利用に寄与することにある。

農振整備計画は、優良農用地の確保、地域農業の振興等を図るため、おおむね十年を見通して策定される計画であるが、経済事情の変動その他の情勢により必要が生じたときは変更を行うことになっており、「計画の安定性」と「情勢の推移への対応」との調和を図りながら、推進、管理していくことが重要になっている。

本県における平成二十四年三月末現在の農業振興地域指定状況は、三十五市町村、三十五地域となっており、これらの地域においては、農振整備計画に基づき優良農用地の保全・形成、農業施策の推進がなされている。平成二十四年三月末現在の農業振興地域及び農用地区域の面積は次のとおりであるが、市街化区域の拡大等により減少してきている。

**農業振興地域及び農用地区域の面積**

（単位：ヘクタール）

六六、二三三	県土面積①				
三〇、九三〇	全体②	農業振興地域面積	農用地区域面積	農業振興地域の県土に占める割合②/①	農用地区域の指定率③/④
八三、五八四	農用地③	全体④	農用地⑤	五%	六%
六六、六六六	全体④				
六五、二五三	農用地⑤				

また、県が定める広域的な農振整備計画（広域営農団地整備計画）については、平成四年度に榛名南麓を対象に計画が策定され、広域営農団地関連事業が実施されている。

## 二 農地の権利移動と転用の調整

昭和二十七年に制定された農地法により、優良農地の確保による農業生産力の増進と農業以外の土地利用との適切な調整を図るため、農地の権利移動や転用についての調整が行われてきた。

### （一） 農地法の改正

農地法は、平成五年、十年、十二年、二十一年及び二十三年に改正された。

平成二十一年の改正は次のとおり。①農地制度の考え方が、耕作者の農地取得の促進から耕作者の農地の効率的な利用の促進へと変わったこと ②優良農地の確保のため農地転用が規制され、国又は都道府県の公共転用についても、学校、社会福祉施設、病院、庁舎、宿舎については法定協議が必要となり、市町村の法定協議に準じた公共施設設置についても転用許可が必要となったこと ③優良農地として原則転用が認められない第一種農地の基準についてもおおむね二十畝から十畝に引き下げられるなど、転用許可基準も厳格化されたこと ④農地の利用について、解除条件付

きで一般法人等が借りられるようになったこと ⑤農地取得の下限面積が、地域の実情に応じて農業委員会の判断で引き下げられることとなったこと。

平成二十三年の改正では、農地等の耕作目的での権利移動の許可権限を全て農業委員会に移譲した（二十四年四月一日から施行）。

### （二） 農地転用等の状況

平成十四年から二十三年までの農地の権利移動と転用の調整実績は、次表のとおりである。

権利移動の状況は、件数・面積ともに漸減の傾向にあり、また、農地転用については、バブル期の平成二年をピークに減少傾向が続いている。

農地転用を用途別に見ると住宅用地への転用が最も多く、次いで商業サービス等用地、学校・公園などの公的施設用地が多くなっている。

農地の権利移動及び転用調整実績

年次	権利移動		転用	
	許可	届出	許可	許可届出以外
	件数	面積	件数	面積
	(件)	(ha)	(件)	(ha)
	件数	面積	件数	面積
	(件)	(ha)	(件)	(ha)
	件数	面積	件数	面積
	(件)	(ha)	(件)	(ha)

平成一四	一九七	八三〇	四四七	三五七六	二三四	一三五	五八五
一五	二八四	八四〇	四三五	三七九〇	二五〇	一五一	九八
一六	二八四	七五二	四三九	三六三四	二六五	一四三〇	三六五
一七	二九四七	八四〇	四三四五	四〇一五	二六二	一六二	三四八
一八	二八八	八四九	四三五	三七二五	三〇五二	一六八	五五六
一九	二五三	六〇五	三八九	三〇八	二四九	一四三	四五七
二〇	二五四	六〇八	三八七	三〇八	二二八	一三九	四四六
二一	二六九	四二九	三六五	二七五	二九九	一五七	三九八
二二	二三五	四五二	三四〇	二三八	二八三	一四七〇	二七四
二三	九七	三三六	三〇四	二〇四	二一〇三	一二七	四五二

### 三 知事の農地転用許可権限の市への移譲

平成十二年の農地法の改正により、二鈔以下の知事の農地転用許可権限は県の自治事務となり、同年の地方分権一括法施行後は、住民に身近な事務については住民に身近な自治体である市町村で事務を行えるよう、群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等に基づき、市町村への農地転用許可権限の移譲について検討を開始した。

その結果、二鈔以下の農地転用許可権限については、平成十四年四月一日に前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市の五市、十五年四月一日に館林市、十六年四月一日に沼田市、藤岡市の二市、二十年四月一日に渋川市、

富岡市、安中市、甘楽町の三市一町、二十三年四月一日にみどり市に対して移譲が行われ、二十三年度末までに県内では、十二市一町に移譲されることとなった。

### 四 国有農地と開拓財産

自作農創設のために、小作地等の農地を国が買収した財産である国有農地等については、地元農業委員会と協力し平成十四年から二十三年の十年間に約二・八鈔を適格農家へ売渡等を行った。また、食糧増産と帰農促進のために、山林原野等であった未墾地を国が買収した開拓財産については、やはりこの十年間に約四・九鈔を道水路敷として譲与、売渡等を行った。

#### 買収・売渡等の実績(平成十三～二十三年)

(単位:㎡)

区分	所管換(受)	譲与	売渡	売払	所管換(払)
国有農地		三七	八二六九	一九九五	二九二
開拓財産		四三七〇	一九〇	二五〇	

#### 管理財産面積(平成二十四年三月三十一日現在)

(単位:㎡)

区分	道水路等	農耕貸付地	転用貸付地	その他	計
国有農地		七三四八	一〇四九	一六二六三	二四五、九〇
開拓財産	二九九七五		三〇四	二二〇六	三四八五五

#### 第四項 農業構造の改善

##### 一 強い農業づくり交付金等による支援

(二) 経営構造対策事業から強い農業づくり交付金へ

##### ア 経緯

平成十一年「食料・農業・農村基本法」が制定され、平成十二年度から経営構造対策が始まった。平成十七年度には、国の三位一体の改革として、地方の裁量性、自主性を高めるための補助金制度改革である強い農業づくり交付金が創設された。経営構造対策はその一部に組み込まれたが、二十二年度に、強い農業づくり交付金事業に一本化された。

##### イ 事業の概要

経営構造対策は、認定農業者等の担い手の育成確保及び担い手への農地の利用集積等、地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備を実施する事業である。

強い農業づくり交付金は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化及び食品流通の効率化・合理化等、地域における川上から川下までの取組を総合的に支援することを目的としている。

#### 事業の実施状況

年度	事業費(千円)	主な実施事業(市町村)
平成一四	六三八、五六六	米麦流通合理化施設等 (前橋市)他三町村
一五	八二二、四八六	複合経営促進施設等 (板倉町)他三市町村
一六	一三八、八二九	産地形成促進施設等 (赤堀町)他二市村
一七	二七〇、二二五	低コスト耐候性ハウス等 (館林市)他三市町村
一八	七四、七二二	卸売市場整備(前橋市)
一九	三〇七、七三八	集出荷貯蔵施設(太田市)他五市
二〇	三五二、六五〇	集出荷貯蔵施設(嬬恋村)他五市町
二一	一、七五八、六七二	食肉卸売市場整備(玉村町)他三市町
二二	二、六五四、九三三	食肉卸売市場整備(玉村町)
二三	一一九、一六一	食肉卸売市場整備(玉村町)他一市

## (二) 経営体育成支援事業

平成二十二年度に、主に地域の担い手に対し農業用機械等の導入を支援する経営体育成交付金が創設されたが、二十三年度は、国直接採択事業となった。

## (三) 農業農村応援事業

平成十五年度に、地域の創意工夫や自主性を生かした取り組みを総合的に支援するため、農政部内の十五事業を統合し、県単独事業の農業農村応援事業を創設するとともに、第三者委員会を設置した。二十二年度には、創意工夫型と新時代対応型のメニューを追加した。

## 二 担い手への農地利用集積

### (一) 自作農主義(所有)から耕作者主義(貸借)へ

#### ア 経緯

農地の面的な集積を促進させるため、平成二十一年に農地法を改正するとともに、農業経営基盤強化促進法を改正し、農地利用集積円滑化事業が創設された。

#### イ 事業の概要

平成二十二年度から、農地利用集積事業により農地利用集積円滑化団体の活動を支援するとともに、二十三年度には、農業者戸別所得補償制度規模拡大加算として、農地を集積した担い手農家に対して助成金を交付したため、

農作業受託契約から利用権設定への見直しが加速化した。

### (二) 県単独事業による推進

平成七年から十二年まで、群馬県農業公社から農用地を買い入れて規模拡大を図った農業者に一定期間助成金を交付した。本事業は、十九年度に最後の交付を行った。

平成十三年度と十四年度は、農用地高度利用促進奨励金交付事業、十五年度から十九年度は農業農村応援事業農用地利用集積促進、二十年以降は農用地利用集積促進事業として、県単独事業で認定農業者に対し利用権の設定を行った者又は受けた認定農業者に対し奨励金を交付した。

### 三 耕作放棄地対策

平成二十一年に耕作放棄地対策協議会を設置(事務局は群馬県農業会議)し、耕作放棄地の解消を促進させる、耕作放棄地再生利用緊急対策事業(国庫事業)を開始した。更に、国庫事業を補完する耕作放棄地再生利用総合対策事業を県単独事業で実施した。

### 四 公益財団法人 群馬県農業公社運営

#### (一) 経緯

昭和四十五年に財団法人群馬県農業公社が設立され、

翌年には農地保有合理化法人に指定した。平成十年、財団法人農業後継者育成基金と統合し、二十四年四月一日付で公益財団法人に移行した。昭和五十一年から県職員を派遣している。

#### (二) 農業公社の運営状況

農地造成整備等の収益目的事業や基金の運用益が減少し、平成十五年度以降は単年度収支は赤字が続いていた。二十二年度に外部専門家で「(財)群馬県農業公社改革検討委員会」を設置し、抜本的な改革方法を検討し、二十四年三月に「(財)群馬県農業公社の運営方針」を策定した。

#### (三) 農地保有合理化事業の実施状況

農業公社は、農地保有合理化事業を行う県内唯一の農地保有合理化法人として、農業経営基盤強化促進法の定めにより設置されており、県は、法人が持つ農地の中間保有機能を活用して行う、農用地の買入、売渡、交換、借入又は貸付の事業等に要する経費を補助した。

#### (四) 担い手の確保・育成事業の実施状況

農業後継者育成基金の運用益を活用し、農業後継者の定着化への支援や、農業青年の研修、仲間づくり活動等を実施するとともに、青年等就農促進法に基づく「青年農業者等育成センター」として、就農相談や研修、就農支援資金の貸付け等を行った。

#### (五) 受託事業等の実施状況

農業公社が事業主体となつて基盤整備や施設の建設等を行う公社営事業や、飼料作物等の収穫調製作業、耕作放棄地の再生、農用地の簡易整備等、農業者等から委託を受けて実施してきたが、公共事業の減少等により受託事業は縮小している。

### 第五項 意欲ある経営体の育成・確保

#### 一 経営体育成推進

農業経営基盤強化促進法に基づく「認定農業者制度」は、市町村基本構想に定められた農業経営の目標(他産業並みの労働時間で他産業並みの所得を確保できる効率のかつ安定的な農業経営)を指し、経営の改善・向上を進めようとする農業者を、市町村が地域における農業の担い手として認定し、関係機関が積極的に支援する制度である。本県では、担い手の中核として認定農業者を位置付け、平成六年度の認定開始当初から、関係機関と連携して制度の推進、支援体制の整備等を進め、一貫して支援してきた結果、認定農業者数はおおむね増加傾向で推移した。特に品目横断的経営安定対策の支援を多くの農業者が受けられるよう、平成十八年度には認定農業者制度の普及推進を活発

化させ、認定農業者の増加数も多かった。

### 認定農業者数

年度(平成)	一四	一六	一八	二〇	二二
認定農業者数	三、六六七	四、〇三一	四、八四五	四、九二二	四、八五八

また、担い手の利便性向上と効果的な支援活動を実施するため、平成十七年四月一日に「担い手育成総合支援協議会設立要綱」が国により制定され、国・県・地域段階の担い手育成総合支援協議会の設立が進められた。本県においても、県段階の担い手の確保・育成の取り組みを総合的に行うため、平成十七年四月二十六日に「群馬県担い手育成総合支援協議会」が設立された。

一方、効率的かつ安定的な農業経営の一形態としての法人化を推進するため、農業経営における法人化の考え方について、広く農業者・農業関係者に普及啓発を図り、農業経営の法人化も進んできた。

### 農業法人数

年度(平成)	一四	一六	一八	二〇	二二
農業法人数	二九六	三一四	三六一	三九二	四四二

さらに、各地域で地域農業のリーダーとして活躍している認定農業者が相互の連携を図りながら、一層の経営改善に取り組み、本県農業・農村の活性化をより推進するため、平成二十一年三月十二日に市町村認定農業者協議会を県域で組織化した「群馬県認定農業者連絡協議会」が設立された。

そのほか、農村地域づくりに意欲を持つて取り組むリーダーを養成する場として、平成四年から二期二年で設置していた「ぐんま・農業未来塾」は、十五年度までの六期一二年で卒業生百七十名を輩出した。塾では、むらづくりに係る技術や知識を修得してもらうため、各種の講義や先進事例調査を内容とする学習活動を塾生自らが企画立案、運営する方法を取り入れて実施した。

### 二 組織経営体の育成・確保

組織経営体の育成については、以前から取り組んできた地域営農システム構築支援の中で、新たな組織設立とともに、既存の農作業受託組織等が経営体として自立できるような支援を行った。

このような中、国では、平成十五年に農業経営基盤強化促進法を一部改正し、経営主体としての実態を有する集落営農(特定農業団体)を担い手として明確に位置づけ、これ

を経営体に育成する施策の展開を図った。

平成十七年度には、国が品目横断的経営安定対策を決定し、これまでの全農家を一律とした施策から、認定農業者及び一定の要件を備えた集落営農に対象を絞った施策となった。特に本県の麦作は小規模経営が多く、群馬の「麦作の危機」と認識された。

本県の麦作を守るため、県は関係機関と連携して、認定農業者の掘り起こしと集落営農の組織化を集中的に支援した。これにより、平坦地の麦生産者を中心として、平成十八年度までに新規に六百六十六名の認定農業者を育成するとともに、百十一の集落営農組織が設立された。その結果、対策の初年度である十九年産の麦は、十八年産の八五%の作付面積を確保することができた。

対策に加入するために設立された集落営農の多くは、麦作を中心に緊急的に設立されたため、その経営体質は脆弱であった。そこで県では、平成十九年度に農政部長が主宰する品目横断的経営安定対策等推進会議（平成二十年度に水田経営所得安定対策等推進会議に名称変更）を設置し、また、農業団体と共同で群馬県農業協同組合中央会内に担い手支援センターを設置し、県からも駐在職員を置きながら、県と農業団体が一体となって組織の経営体質強化を推進した。

それらの組織で、経営の複合化及び法人化による組織の経営体質強化に取り組むこととした。特に、法人化については、五年以内の法人化が加入要件であったため、最重要課題として取り組んだ。

また、経営の複合化については、米麦に加え野菜・加工部門等の導入により複合経営を行う組織を「ぐんま型集落営農」と名付けて推進した。平成十九年度から二十三年度まで「ぐんま型集落営農法人育成支援事業」を実施し、集落営農等に対し新規作物導入のための実証ほの設置や、先進事例調査等の費用を助成した。

平成二十二年度には戸別所得補償制度が導入され、経営面積に関わらず販売農家であれば補償制度に加入できるようにしたが、県では農業構造改革の推進のため、引き続き集落営農の法人化と経営の複合化を推進した。

これらの取組の結果、平成二十三年度には約半数の組織が法人化した。組織設立後五年以内の法人化ができなかった組織は、法人化までの期間を五年間延長し、引き続き法人化に向けた取組を続けることとなった。

## 集落宮農組織数

(品目横断的経営安定対策に関係して設立したもの)

年度(平成)	一八	一九	二〇	二一	二二	二三
任意組合数	一一一	一〇八	一〇二	八一	六七	五三
法人数	〇	一	五	二六	四〇	五五

## 三 企業等の農業参入推進

これまで農業分野以外の企業等による農業への参入は、農業生産法人を設立しての参入か、特定法人貸付事業が位置づけられた市町村においての参入のみ可能であった。しかし、本県では同事業を活用し参入した事例はなく、全国的に見ても企業による農業参入が少なかった。

平成二十一年に農地法が改正され、一般法人が一定の要件の下で農地を借りることが可能となったことから、今後、一般企業の農業参入が増加することが見込まれた。

本県では、農外企業の農業参入に対する受入れ体制が未整備であり、市町村等の関係機関との連携も含め、体制づくりが必要となったため、平成二十一年度に「企業等の農業参入に係る検討プロジェクトチーム」設置した。同チームで検討を重ね、平成二十三年度に「企業等の農業参入への支援に関する基本方針」の制定、「企業等農業参入支援チーム」の設置、県内六箇所の特設窓口の設置、企業向けの「農業参

入の手引き」及び県職員向けの「企業等農業参入相談窓口対応マニュアル」の作成等を行った。

## 企業等の農業参入数

年度(平成)	一五	一七	一九	二一	二三
参入企業数	二社	四社	九社	一〇社	一七社

## 第六項 競馬対策

### 一 高崎競馬の経営対策

高崎競馬における発売金額は、廃止前年度の平成十五年度は四十七億円(最終年度である十六年度は、十二月までの九か月で三十三億円)にとどまり、ピークであった二年度の二百四十五億円のおよそ五分の一まで減った。

群馬県競馬組合では、経費の削減及びイベントの開催や新システム導入、場外馬券発売の拡大等による発売額の増大策に取り組んだ。

県では、畜産課内の組織であった地方競馬対策室を平成十五年度に農政部内の室へと組織変更し、高崎競馬に関する対策を総合的に実施した。

しかし、高崎競馬の発売額は毎年減少し、開催日数や賞典奨励費の削減などの合理化も既に限界にあり、厳しい経

営から脱却する方策は見いだせなかった。単年度収支が赤字に陥った平成四年度以降の累積赤字は最終的に五十八億円に上った。

## 二 高崎競馬廃止の決断

高崎競馬のあり方等を検討するため、平成十四年二月に設置された各界の有識者をメンバーとする「高崎競馬検討懇談会」は、「平成十五年から二年間、経営改善のための最大限の努力を行い、収支の改善が見られず、総合的に見て収支均衡の見通しが得られないときは、速やかに廃止の決断が必要」との提言を十五年四月二十八日に県に提出した。

群馬県競馬組合議員からなる高崎競馬懇談会は、平成十六年七月二十九日に「高崎競馬廃止やむなし」の意見が議員の総意であることを確認し、同年八月五日に知事に高崎競馬の早期廃止を申し入れた。

高崎市及び高崎市議会は、県に対して、高崎競馬の早期廃止を継続して要望していた。

知事は、総合的に収支均衡の見通しを得ることは困難であり高崎競馬を廃止せざるを得ないとの結論に至り、平成十六年九月二十八日県議会において高崎競馬の廃止を表明した。

また、高崎競馬廃止の表明後、株式会社ライブドアから高崎競馬の存続と経営への参入の申し入れがされた。しかし、株式会社ライブドアが競馬経営へ参入するという提案は、競馬法に合致せず、実施不可能であった。そのため、平成十六年十二月八日及び九日の県議会で知事は、高崎競馬廃止の方針は変わらない旨の答弁を行った。

## 三 廃止に伴う事務及び支援対策

群馬県競馬組合の債務を競馬組合規約に基づく分賦割合により、県(十二・五/十六)と高崎市(二・五/十六)で負担をし、清算を行った。群馬県競馬組合解散後の当該組合の事務は県が承継し、財産の処分、施設の管理、運用は県と高崎市で「高崎競馬の廃止及び群馬県競馬組合の解散に伴う覚書」で取決めを交わして、対応することとした。

競馬関係者に対しては、高崎競馬廃止に伴い、生活基盤である「職」と「住居」を失うなど社会経済的影響を受けることから、生活再建支援を行った。具体的には、収入が得られるようになるために通常必要とする期間中の生活費、転居費等生活再建にかかる費用についての金銭支援のほか就職支援として相談室の設置、群馬労働局を含む関係行政機関による雇用対策連絡会議の設置、他の地方競馬場への受入れ要請、公営住宅の提供や近隣住宅の情報提供を行った。

た。

#### 四 跡地利用

跡地の利用が決まるまでの間の暫定利用として、旧高崎競馬場は、平成十七年四月一日から中央競馬及び地方競馬の場外勝馬投票券発売所として、日本中央競馬会及び株式会社日本レーシングサービスに貸し付けた。

同様に旧境町トレーニングセンターは、平成十七年九月一日から競走馬の育成牧場として、境共同トレーニングセンター株式会社に貸し付けた。

#### 第七項 群馬県競馬組合

昭和三十六年三月の設立以来四十四年間に、高崎競馬の運営を行い、構成団体である県及び高崎市に対して、約百八十二億円の配分金と地元高崎市や境町へ約十六億円の周辺整備補助金等を交付するなど地方財政に大き



高崎競馬最終日の様子

く貢献した。

高崎競馬廃止の決断を受けて、平成十六年十二月三十一日が高崎競馬最後の日となり、群馬県競馬組合は、十七年三月三十一日に解散した。

#### 高崎競馬開催実績

年度	開催		出走 実頭数	入場 人員	勝馬投票券発売 金額(単位千円)
	回数	日数			
平成四	一七	七五	七、四一〇	二三七、四四五	五、二九、一六三
一五	一七	七〇	七、〇〇三	二二七、五七八	四、六六五、五七一
一六	一三	五三	五、二九六	一九三、二三七	三、三一五、四六七
設立から の累計	七三二	四二七六	三七六、四三五	一五、五〇、五四	五七三、六二八、九四二

## 第三章 技術支援課

### 第一節 組織等の変遷

#### 第二項 技術支援課

##### 一 技術支援課

農業普及指導、農業者育成及び農業環境関連業務を一元化し、相互の連携を強化するため平成二十年四月に新設し、組織は、普及指導室、生産環境室の二課内室と普及災害係、農業者育成係、鳥獣害対策係の三係体制とし、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

技術支援課長	普及災害係 (五名)	
次長(二名)		協同農業普及事業、 普及指導員研修、農 業災害対策、農業共 済組合の指導監督

鳥獣害対策専門官(鳥獣害対策係長)	農業者育成係 (四名)	
普及指導室長	鳥獣害対策係 (二名)	就農促進対策、農業農村リーダー・青年農業者・女性農業者等活動促進対策、農村女性の起業支援 農作物鳥獣害対策
次長(経営技術係長)	経営技術係 (三名)	普及方法、農業経営、担い手、農村女性に関する県域活動及び普及指導員研修、調査研究
	園芸技術係 (六名)	野菜、果樹、花き、土壌肥料、病害虫に関する県域活動及び普及指導員研修、調査研究、気象災害技術対策

職名	技術支援課長 農政部参事兼 技術支援課長
在職期間	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一 自平成二二・四・一 至平成二二・三・三一
氏名	角田 隆紀 角田 隆紀

生産環境室長	農業環境保全係 (四名)	普通作物、工芸作物、畜産・飼料作物等に関する県域活動及び普及指導員研修、調査研究、作況調査、気象災害技術対策
植物防疫係 (五名)	環境保全型農業の推進、農用地土壌汚染対策、肥料の取締り・指導、農業機械化対策	農畜産技術係 (三名)
農薬適正使用推進、 農薬の取締り、病害 虫防除対策		

技術支援課長	有害鳥獣対策 主 監	普及指導室長	生産環境室長	〃	〃	〃	〃	〃	〃
自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一
藤井 昇	久保寺健夫	齊藤 和男	小林 好久	河合 信夫	鈴木 重雄	白石 俊昌	高橋 英二		

## 二 農業技術課

平成十四年四月現在の組織は、担い手対策室、専門技術員室の二課内室と普及計画係、植物防疫係、環境肥料係の三係体制であつたが、十五年四月の組織改正により、担い手

対策室、専門技術員室、普及計画係は新設された担い手支援課に、植物防疫係、環境肥料係は蚕糸園芸課に業務を移管し、組織を廃止した。  
課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
農政部参事兼 農業技術課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	新井 勝彦
担い手対策室長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	江原 和義
専門技術員室長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	大津 初司

### 三 担い手支援課

平成十五年四月現在の組織は、担い手支援グループ、普及計画・災害対策グループ、農業金融グループ、地域農業グループ、総合専門技術員グループ、園芸専門技術員グループ、農産専門技術員グループ、畜産専門技術員グループの八グループ体制であったが、十六年四月の組織改正により、普及計画・災害対策グループが普及・災害グループに名称変更したほか、農産専門技術員グループ、畜産専門技術員グループを統合して農畜産専門技術員グループとし七グループ体制となり、十七年四月の組織改正により、担い手支援グループ、地域農業グループは新設された地域農業支援課に、普及・災害グループ、総合専門技術員グループ、園芸専門技術員グループは農業経済課に業務を移管し、組織を廃止した。

歴代の課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
農政部参事兼 担い手支援課長	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	大谷 幸也
担い手支援課長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	新井 治男
専門技術監	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	加部 通治

### 四 地域農業支援課

平成十七年四月現在の組織は、担い手支援グループ、農地管理グループ、地域農業グループ、中山間振興グループの四グループ体制であったが、二十年四月の組織改正により、担い手支援グループは新設された技術支援課に、農地管理

グループ、地域農業グループは農政課に、中山間振興グループは農村整備課に業務を移管し、組織を廃止した。

歴代の課長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
地域農業支援課長	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	新井 治男
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	林 宣夫

## 第二項 地域機関

### 一 農林大学校

平成十四年四月現在の組織は、学長に知事が就任しており、校長、副校長のもとに事務部、農林学部、研究部、研修部の四部体制であった。

平成十五年四月、研究部を農林学部統合し三部体制とし、十七年四月に農林学部を農林部に名称変更した。

平成十八年四月、副校長制を廃止し、事務部を農林部に統合し、現在に至っている。

歴代の校長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
農林大学校長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	内藤 清
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	新井 勝彦
〃	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	萩原 進
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	竹内 佳晴
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	山本 明
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	橋本 和博
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	吉田 孝男
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	金井 達夫
農林大学副校長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	竹内 佳晴
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	松村 茂雄
〃	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	齋藤 敏行

農林大学校 事務部長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	清水 隆一
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	月田 幸人
〃	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	湯沢 光治
農林大学校 農林部長	自平成一八・四・一 至平成二一・三・三一	鈴木 義孝
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	霜垣 正志
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	中村 正洋

## 二 鳥獣被害対策支援センター

増加、拡大する農林業の鳥獣被害に的確に対応するため、鳥獣被害対策の新たな支援拠点として平成二十二年四月に新設し、現在に至っている。

歴代の所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
参事兼鳥獣被害対策支援センター所長	自平成二三・四・一 至平成二三・三・三一	久保寺健夫

鳥獣被害対策支援センター所長	自平成二三・四・一 至	須川 均
----------------	----------------	------

## 第二節 主要な施策、事業等の推移

### 第一項 各種普及事業の運営

平成十六年五月に普及事業の高度化と都道府県の自主性の確保、裁量の拡大を目的に農業改良助長法が改正され、同年十一月「協同農業普及事業の運営に関する指針」が定められた。これにより、直接農業者に接して普及指導を行う改良普及員と、専門事項に関する調査研究及び改良普及員の指導を行う専門技術員を普及指導員として一元化し、職員能力の高度化と職員配置及び事業運営の効率化を推進することとなった。

併せて、普及センターの必置規制が廃止され、都道府県の裁量による普及センターの設置及び運営が可能となった。また、「三位一体の改革」により、協同農業普及事業交付金の一部について各都道府県へ税源移譲が決定した。

本県では広域担当制を導入し、平成十七年度に経営普

及部及び地区農業改良普及センターが農政総務部と統合され農業振興課となった。

平成十九年三月には、前年に施行された「ポジティブリスト制度」や新たな農政課題に対応するため、「協同農業普及事業のガイドライン」が一部改正となり、食の安全確保の観点からGAP手法の導入やリスク管理、鳥獣被害の防止等に取り組むこととなった。

平成二十二年三月、国は農業・農村を取り巻く変化に対応した、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定した。これに併せ「協同農業普及事業の運営に関する指針」が定められ、高度かつ専門的な知識・技術の普及を行うスベシヤリスト機能、地域農業の課題解決を支援するコーディネート機能が基本的な考え方に盛り込まれた。これを受け、県は「協同農業普及事業の実施に関する方針」を定め、地域や農業者ニーズに基づく活動の徹底、優先課題や対象の明確化、効果的かつ効率的な活動体制の構築を重要な取組として位置づけ活動を展開した。

平成二十三年度には「協同農業普及事業の運営に関する指針」の一部改正により、専門技術の高度化や政策課題への対応、専門分野の普及指導活動の総括・指導を担う農業革新支援専門員の配置が新たに示され、普及指導室員を専門的に位置づけた。

平成二十三年現在、農業振興課から二十年に独立した普及指導課五か所、地区農業指導センター六か所を農業事務所内に設置し、県庁内の普及指導室と連携し、効果的・効率的に普及活動を展開している。

## 第二項 農業災害対策

農業災害対策については、高温、台風、降雹等の天災による被害農業者に対して「群馬県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を必要に応じて講じた。

### 農業災害に対する助成

(単位 千円)

年度	災害回数	被害金額	助成対策	主な災害
平成四	六	四〇八、三八九	九、二九	降雹、台風
一五	四	一、五七、七三〇	六九五	日照不足、台風
一六	八	一、五〇三、七〇二	二、三二九	降雹、浅間降灰
一七	九	一、三四、〇〇四	七八二	降雹
一八	二	一〇、七三六	〇	強風
一九	八	一、六四六、〇六五	八、四六	降雹、台風
二〇	三	二九〇、八〇三	七五九	降雹、突風
二一	三	二八、八八七	〇	降雪
二二	七	六、九五七、二八六	九一、九二	降雹、高温
二三	二	五九六、三六八	二、三三六	台風

### 第三項 農業共済

平成十四年度以降、農業共済制度は新方式の導入を含めて、大きな改正が十五年、十九年、二十年、二十二年、二十三年に行われた。その概要は、次のとおりである。

また、群馬県農業共済組合連合会は、組織改編計画に基づき、平成二十二年四月一日に県内全域を管内とする群馬県農業共済組合(特定組合)となった。

※特定組合とは、県域で合併した組合が農業共済組合連合会の権利義務(国との保険契約等)を承継したものである。

#### (一) 平成十五年

ア 農作物共済関係Ⅱ引受方式及び支払開始損害割合の農家選択の拡大、水稻の減収及び品質の低下を補償する方式の導入、麦の災害収入共済方式における類区分の導入、共同防除に対する国庫補助等の廃止

イ 家畜共済関係Ⅱ乳牛の子牛及び胎児の共済目的への追加、肉牛の胎児価額の算定方法の改善、多産包括共済の共済掛金率の計算方法の改善、死産事故に係る共済金支払限度の設定、共済掛金標準率の算定方法の改善

ウ 果樹共済関係Ⅱ樹園地単位方式の導入、全相殺方式及び災害収入共済方式の地域指定制の廃止

エ 畑作物共済関係Ⅱ大豆に係る一筆単位方式の導入、

全相殺方式及び災害収入共済方式の地域指定制の廃止、一括加入制の緩和

オ 園芸施設共済関係Ⅱ特定園芸施設の撤去費用の補償方式の導入、多目的ネットハウスの共済対象への追加、共済掛金国庫負担対象共済金額限度額の引上げ  
カ 農業共済団体の議決権及び選挙権に係る規定の整備、共済規程及び保険規程の導入、組合の共済細目書の電子化

#### (二) 平成十九年

ア 果樹共済関係Ⅱかんきつ(はるみ)の共済目的への追加

イ 畑作物共済関係Ⅱ大豆及びばれいしょの全相殺方式の補償割合の引き上げ、共済目的にそばを追加、大豆の類区分にえだまめを追加、大豆のうち丹波黒以外の黒大豆を別に区分、いんげんのうちへいばいんげんに別に区分

#### (三) 平成二十年

ア 農作物共済等関係Ⅱ重大事由による解除の導入、契約内容を記載した書面交付の義務化、危険の減少に伴う共済掛金減額の導入等

#### (四) 平成二十二年

ア 農作物共済関係Ⅱ引受方式及び支払開始損害割合

(補てん割合)の農家選択を類区分ごとに行えるよう改善

イ 家畜共済関係Ⅱ乳牛の雌等(子牛等選択)及び肉用牛等(子牛等選択)の包括共済関係における乳牛の子牛等の定義変更、共済金の支払を請求できない期間(待期間)に係る例外事由の追加(市町村の事業廃止又は権利義務の承継の場合を追加)、廃用事故の範囲に係る共済責任の始まった時の見なし規定の追加(市町村の事業廃止又は権利義務の承継の場合を追加)、個別共済関係に係る家畜共済に付する家畜の年齢制限に係る例外事由の追加(市町村の事業廃止の場合を追加)

(五) 平成二十三年

ア 家畜共済関係Ⅱ共済事故である死亡から家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第一六六号)の規定により家畜の評価額の全額が手当金、特別手当金又は補償金(以下、「全額手当金等」という。)として交付される原因となる死亡を除外、廃用の範囲から全額手当金等が交付される家畜となることが判明した家畜を除外、家畜異常事故から牛疫、口蹄疫、豚コレラ又はアフリカ豚コレラによる死亡及び廃用を除外

農業共済団体育成対策実施状況

(単位 千円)

年度	事務費補助金国庫	活動促進費国庫	計
平成一四	一、三九、〇〇六	一〇、八三四	一、三九、八四〇
一五	一、一八四、六四八	七、七五四	一、一九二、四四二
一六	一、〇四六、六〇二	五、四五四	一、〇五二、〇五五
一七	一、一五七、八二二	四、九〇九	一、二〇六、六九一
一八	一、〇九二、二六	三、八四〇	一一、一九五
一九	一〇七、九九九	三、二一八	一一、二一七
二〇	三三九、七五四	二、四三〇	三四二、八四四
二一	三〇〇、三三五	一、八二三	三〇一、八五七
二二	五二二、六八七	一、三八三	五二四、〇七〇
二三	五五四、八三八	一、〇六八	五五五、九〇六

第四項 担い手の確保・育成

一 就農促進対策

(一) 新規就農者の状況

新規就農者数は、平成十四年度以降、年間百五十名程度で推移していたが、二十年秋のリーマンショックにより雇用状況が悪化するなか、二十一年度以降、年間二百名程度と急増した。就農形態別に見ると新規参入及び雇用就農者数が大幅に増加した。

## (二) 就農促進対策の推進

経営感覚に優れた多様な担い手の確保・育成を図るため、就農希望者の確保活動から就農までを総合的に支援する「あすなる農業者」就農支援事業を平成十三年度から実施してきた。二十年度には、就農促進対策事業に集約するとともに、研修生に対する借家代の一部支援を追加し、就農希望者が一年間にわたる就農研修が受けられるよう、受入農家と研修生を支援する「就農留学事業」を創設した。農業経営の具体的な計画を有し、本県での就農が見込まれる者を「認定就農者」に認定するとともに、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づき、認定就農者に対して重点的に就農支援措置を講じた。

平成十八年度に農林大学校にて実施している「ぐんま緑と大地の学校」を「ぐんま農業実践学校」に再編し、多様化する就農希望者のニーズへの対応を図った。

平成二十年度には、国が補正予算で雇用不安対策として就農希望者の法人等での雇用を支援する「農の雇用事業」を予算化した。これを受けて県では、「緊急就農相談窓口」を開設し、「農の雇用事業」を中心とした就農相談に対応した。

## 二 農業農村リーダー等の活動推進

地域の実践的リーダーとして、農業経営士・農村生活アドバイザー・青年農業士の知事認定を行うとともに、研修会等を通じて、農業農村リーダーとしての活動促進と相互の連携を支援した。

平成十六年度以降は、農業青年実績発表会・リーダー研修会を毎年開催し、農業経営や組織活動の成果及び意見発表により資質向上を図ることで、次代を担う青年農業者の育成に取り組んでいる。

平成十七年度には、県農業をリードする青年農業士活動支援事業により青年農業士の地域リーダーとしての活動と地域農業の活性化を図った。

また、農業者の自主的な農業研究組織の活動に対して支援を行った。

平成十八年度には、本県において関東ブロック農村青少年プロジェクト実績発表会を開催し、関東ブロックの農業青年が一堂に集まり交流・交換を図った。

効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、平成十六年度から経営体支援活動サポート事業を開始し、経営改善に意欲的な農業者に対し、カウンセリング・コンサルテーションを通じて個別支援を実施し、農業経営者の育成を図った。

## 第五項 農村女性・農村起業等活動支援

### 一 女性農業者活動支援

農業生産の基盤となる健全で快適なゆとりある農家生活の実現と、農業農村における男女共同参画社会の形成を図るため、平成十三年度に策定した「農業・農村男女共同参画ビジョン」に基づき、農村女性等活動促進対策として、目標達成に向けた諸施策を実施した。

農村女性の社会参画の推進母体として平成十一年度に設立した「ぐんま農村女性会議」の活動支援を継続して行った。主な活動内容は、男女共同参画社会の実現のために農業に携わる関係者が集い、能力と意識の向上を図ることを目的とした「ぐんま農村男女(とも)に輝くフェスティバル」の開催、女性の社会参画を進めることを目的とした「農業委員への女性の登用要請活動」である。

平成十六年度からは、女性農業者が意欲を持って、農業振興・農村地域づくりや各種方針決定の場へ参画していくリーダーの育成を目的として、先進的農村女性支援事業により、ぐんま農村女性「きらめ輝塾」を一期二年、二十一年度の第三期まで開講した。第一期から第三期まで計九十八名卒業した。

### 二 ぐんま農村起業等活動支援

農村女性起業のネットワーク化、起業の経営向上による女性の経済的自立、起業活動のPRや起業化への支援による農村地域の活性化を促進するため、平成十六年度に「ぐんま女性アグリ起業ネットワーク会議」を設立した。経営診断の実施、商品開発のための生産・加工技術の支援等を行うとともに、かあちゃんの天下一品フェアの実施により起業活動を広く県民にPRした。

平成十九年度からは、これまでの経営診断等に加え、新しいビジネスへの挑戦・拡大と就業機会を創出するためのワークショップ手法による能力養成講座や消費者との交流活動等を行う農村女性活動サポート事業を実施した。

平成二十二年度からは、これまでの活動で組織化された農村起業のネットワークを活用し、販売力の強化と所得向上を図った。また、起業後継者の育成を支援する、ぐんま農村起業活動支援事業により、販路拡大モデル拠点づくりの支援を行った。二十二年度は、西部農業事務所管内及び東部農業事務所管内で実施し、二十三年度は、中部農業事務所管内及び利根沼田農業事務所管内で実施した。

## 第六項 鳥獣被害対策

## 一 鳥獣被害防止特別措置法に基づく取組

深刻化する野生鳥獣による農作物等の被害を軽減するため、平成十九年に鳥獣被害防止特別措置法が制定された。同法に基づき、市町村被害防止計画の作成（平成二十三年度末時点で二十三市町村）や市町村鳥獣被害対策実施隊の設置（同四市町村）など体制が整備された。

## 二 鳥獣被害防止対策関連事業

平成十六年度以降、地域の対策指導者育成のための研修会の開催や、対策パンフレット作成による普及啓発、わな猟免許取得のための講習会を開催した。

平成二十二年四月に鳥獣被害対策支援センターを設置し、地域ぐるみの被害対策を推進した。

また、平成二十二年度からは、鳥獣害防止対策支援事業（県単補助）を立ち上げるとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、地域が主体的に取り組む被害対策を総合的に支援した。

## 三 広域連携体制の構築

平成十六年六月に学識経験者、県関係課、市町村、関係団体等を構成員とする野生鳥獣害対策協議会を設置し、対策の検討や連携強化に取り組んだ。

平成二十三年一月に発足した北関東磐越五県野生鳥獣による農作物被害対策連携会議において、県境における広域被害対策の実施や各県に共通する鳥獣被害対策の課題解決に向けて、協議、情報交換を行った。

## 四 日本獣医生命科学大学との連携

平成二十一年六月に日本獣医生命科学大学と包括連携協定を締結し、県職員等の専門的研修、共同研究などに取り組んだ。

## 第七項 環境保全型農業の推進

環境保全型農業推進の一環として、県産農産物における化学肥料と化学農薬の慣行レベルの信頼性確保のため、平成二十年九月に「群馬県農産物生産における慣行レベル策定要領」を策定した。また、慣行レベルの策定を検討・審議する「群馬県環境保全型農業検討委員会」を設立し、二十一年十一月には、同委員会の任務にエコファーマーの認定等の審議を加え、これに伴い「群馬県持続性の高い農業生産方式導入計画認定委員会」を廃止した。

平成十一年に始まったエコファーマー認定制度は、全国共通で使用していたマークが使用停止となったため、二十三年

七月に県独自のマークを定め、「群馬県エコファーマーマーク使用規程」を策定した。二十三年度までに延べ三千九百十一人のエコファーマーを認定している。

平成十三年十一月に制定した「群馬県特別栽培農産物認証制度」は、十五年五月に農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」が大幅改正されたことを受け、十六年八月に認証区分の廃止、化学農薬使用基準の見直し等、県要綱も大幅改正した。また、コンニャク製品の認証を行うため、十六年三月に「群馬県特別栽培農産物加工食品認証要領」を策定した。

平成十八年十二月に「有機農業の推進に関する法律」が公布されたことを受け、県では二十二年七月に農業者の有機農業への取組支援、消費者への理解増進を盛り込んだ「群馬県有機農業推進計画」を策定し、公表した。

資源循環型社会の形成、遊休農地対策を目的に「菜の花エコプロジェクト推進モデル事業」が平成十七年から開始され、二十三年度までに十団体が実施している。

平成十七年三月に国の「食料・農業・農村基本計画」の中で、リスク分析に基づいた食の安全確保に係る施策への取組が示されたことを受け、十八年三月に「群馬県食品安全のためのGAP実践マニュアル」を作成した。また、二十二年四月に国が「GAPの共通基盤」に関するガイドライン」を策定した

ことを受け、本県のGAPの導入・普及を図るため、二十三年二月に「群馬県農業生産工程管理(GAP)推進方針」を定めた。

## 第八項 肥料検査需給対策

肥料取締法に基づき、肥料の品質確認を行うための検査を実施したほか、肥料の流通量調査を行った。(平成十五年肥料年度まで。肥料年度は七月から翌年六月まで)

平成十五年、県内において肥料と称した廃棄物の大量投与が疑われる事案が発生したことから、十六年六月、全国で初めて、肥料等の不当な大量投与の防止を目的とした「群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例」を制定し、同年十月に施行した。

## 第九項 農用地土壌汚染対策

### 一 碓氷川流域関係

畑対策について、平成五年から区画整理方式(一部原状回復)により公害防除特別土地改良事業を実施する方向で地元調整等を進め、七年から事業実施に係る仮同意取得を進めてきたが、十八年にコーデックス委員会がカドミウムの

国際基準値を制定したため、国内のカドミウム基準値（食品衛生法）の改正方針を見極める必要が生じたことから、事業推進を一時見合わせる事となった。その後、野菜類の基準値設定が当面行われなことが確認できたことから、再び事業推進を図っている。

## 二 渡良瀬川流域関係

昭和五十五年度から公害防除特別土地改良事業を開始し、平成十年度に対策地域一・五二鈔の追加指定及び対策計画の軽微変更を経て、十一年度をもって事業を完了した。十三年に渡良瀬川鉍毒根絶太田期成同盟会から農用地土壌汚染対策地域の追加指定の要望を受け、対策地域周辺の農用地で細密調査を実施し、十五年に、一・一七鈔、十六年に〇・二九鈔を追加指定するとともに対策計画の軽微変更を行い、当該指定地は十七年度に小規模土地改良事業を実施した。

事業実施後復元された農地及び農用地以外に土地利用が変更された地域を昭和六十一年三月、平成二年一月及び六年一月の三回にわたり合計三百九〇四鈔の指定解除を行った。六年以降に事業を行った地域については、十八年から二十年にかけて効果確認調査を行ったが、カドミウム基準値の変更などにより慎重な対応が必要となった

ことから指定解除は行っていない。これらにより、未解除地面積は五十三・七四鈔となっており、引き続き再汚染を監視する調査を継続している。

平成二十三年三月に発生した東北地方太平洋沖地震により、旧足尾鉍山の源五郎沢堆積場の崩落事故が発生した。崩落現場では復旧工事が実施されている。

## 第十項 農業機械化対策

農業機械の適正導入や農作業の安全性を確保するため、平成十六年度及び二十二年度に「群馬県特定高性能農業機械導入計画」を改正した。

農業生産コストの削減による農業振興を図るため、平成十七年七月に「農業生産資材費低減のための行動計画（改訂版）」を策定し、シンプル農機の普及拡大、中古機械の活用促進、「特定高性能農業機械等の導入計画」等に基づく農業機械の適正導入を推進した。

農林大学校と連携し、農業機械利用技能者養成研修を実施するとともに、農業機械士の認定を進めた。

## 第十一項 地力増進対策

地力増進法に基づく地力増進指定地域として、昭和六十一年度から平成五年度までに二十六か所が指定されており、地力増進対策調査・営農状況調査等を実施し、地力増進対策指針を作成し、地力増進対策を推進した。

その後実施した改善状況調査により地力の改善が確認された地域については指定を解除した。平成二十年度までに十五地域が解除され、未解除地域は十一となっている。

## 第十二項 植物防疫

### 一 病害虫発生予察

平成二十年度、病害虫発生予察の精度向上を図るため、調査対象作物の見直しを行い、普通作物をイネ、ムギ類、ダイズ、本県主要品目である野菜をトマト、キュウリ、ナス、イチゴ、ハクサイ、キャベツ、レタス、ダイコン、ネギ、果樹をリンゴ、ナシとした。これらの農作物について、それぞれ植物防疫法による指定病害虫と県で定める重要病害虫の発生状況等を調査し、気象情報との関連から、病害虫の発生時期・程度を予想し、発生予察情報として農業者、関係機関等に提供している。

また、発生動向で特に注意を要する病害虫は注意報、県内で初めて発生が確認された病害虫は特殊報として発表

し、迅速にまん延防止対策を図るなどの確な病害虫防除を推進した。

### 二 農薬適正使用推進

平成十四年八月、全国的にプリクトラン、ダイホルタンなどの無登録農薬の販売・使用が判明し、本県でも無登録農薬を販売した業者と販売先農家への立入検査を行うとともに、農薬販売届のある県内の全ての販売店への緊急立入検査を行った。その結果、無登録農薬を販売していた十七業者に對し、農林水産省が農薬取締法に基づく販売停止、警告などの監督処分を行った。

平成十四年十一月、無登録農薬問題を受け、安全な農産物の供給と消費者の信頼回復を図るため、「群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例（農薬適正使用条例）」を施行した。国においても、十四、十五年に農薬取締法を二度にわたって改正し、無登録農薬の製造、販売、使用の禁止、農薬使用基準の遵守を義務化した。

平成十五年十月、県では行政として農薬適正使用の状況及び県産農産物の安全性を確認するため、農薬適正使用条例に基づく「農産物等安全検査」として出荷前の野菜・果樹等を対象に残留農薬検査を始めた。残留農薬分析は、十五年に食品安全局に設置された食品安全検査センターで行

ついている。

平成十七年度、農薬に関する専門的な知識を持ち、農薬の適正使用等を実践する農業者を「群馬県農薬適正使用推進員」として認定する制度を開始し、農業者への農薬適正使用を推進している。

平成十八年度、「群馬県農薬情報システム」を整備し、十九年度からシステムの稼働を始めた。このシステムにより、昭和四十二年から冊子で作成していた「農作物病害虫・雑草防除指針」は、冊子ではなくインターネットでの情報提供に移行した。

平成十八年五月、食品衛生法の一部改正により、ポジティブリスト制度が導入され、近隣から飛散したわずかな農薬であっても残留農薬基準値を超過する恐れがあることから、研修会、巡回指導等による制度の周知と農薬飛散防止対策の研究や指導の徹底を図っている。

平成十八年六月、無人ヘリコプターによる農薬散布について、住民等の一部から健康への影響が指摘されたことを受け、県では有機リン系農薬については慢性毒性の可能性が完全に払拭できない（予防原則）との判断から、群馬県産業用無人ヘリコプター適正利用推進協議会に、有機リン系農薬の無人ヘリコプターによる散布の自粛を要請した。平成十八年度

以降は有機リン系農薬の空中散布は実施されていない。

平成二十二年二月に群馬県産業用無人ヘリコプター適正利用推進協議会が解散したことを受け、県では二十二年四月に「群馬県無人ヘリコプター安全対策指導指針」を策定し、危害防止対策等安全対策に取り組んでいる。



職名	在職期間	氏名
農業経済課長	自平成二・四・一 至平成一五・三・三一	國井 聡
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	高橋 和宏
〃	自平成一六・四・一 至平成一九・三・三一	柿沼 伸司
〃	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	金谷 賢次
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	石川 裕士
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	安藤美喜夫
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	樋口 努

(三名)	農業協同組合 の検査
(三名)	農協検査第二係
(三名)	農協検査第三係

農協検査室長	自平成一六・四・一 至平成一七・二・八	飯田 哲夫
農業経済課長兼 農協検査室長	自平成一七・二・九 至平成一七・三・三一	柿沼 伸司
農協検査室長	自平成一七・四・一 至平成二〇・三・三一	石川 裕士

## 第二節 主要な施策、事業等の推移

### 第一項 農業金融対策

#### 一 農業近代化資金

平成十七年に農業近代化資金利子補給等補助金が廃止され、地方（財源移譲）となった。また、認定農業者への無利子化措置を実施（十九～二十一年度は貸付全期間、二十二～二十三年度は貸付当初五年間）した。

年度	農業近代化資金利子補給承認実績		(単位千円)	
	融資枠(A)	利子補給承認実績	金額(B)	承認率%
(予算)	件数		(B/A)	

平成一四	七八〇,〇〇〇	五五	二,三〇三,四一〇	二九五
一八	四〇〇,〇〇〇	四〇九	二,三五一,一六〇	五八・
二二	二,五〇〇,〇〇〇	二六一	一,二六五,五〇六	四九・

## 二 総合農政推進資金

主な制度改正は次のとおりである。

平成十四年 農業経営維持資金を創設（二十三年に廃止）。同対策資金を廃止。

十七年 農業経営開始資金を廃止。

十九年 集落営農組織支援資金を創設（二十三年統合）。

経営拡充資金を廃止。

二十年 新規就農者フォローアップ資金を創設（二十三年に廃止）。

二十三年 東北地方太平洋沖地震緊急対策資金を創設（二十三年四月に東日本大震災緊急支援資金（改称））。

認定農業者等支援資金を創設（認定農業者育成資金と集落営農組織支援資金を統合）。

## 総合農政推進資金利子補給承認実績（単位 千円）

年度	融資枠(A) (予算)	利子補給承認実績		承認率%
		件数	金額(B)	
平成一四	六八〇,〇〇〇	二九一	三,五七九,四三三	五二・六
一八	四〇〇,〇〇〇	三七四	二,三八〇,八七〇	五九・五
二二	四,四〇〇,〇〇〇	二七七	一,三三四,六三六	三〇・三

## 三 農林漁業金融公庫資金（日本政策金融公庫資金）

平成十九年に農業経営維持安定化資金が廃止され、農林漁業セーフティネット資金が創設された。

スーパール資金の認定農業者への無利子化措置が施された。（平成十九～二十一年度は貸付全期間、二十二～二十三年度は貸付当初五年間）

平成二十年に農林漁業金融公庫と他二公庫等が統合され、日本政策金融公庫が発足した。

平成二十二年に農業改良資金を県から公庫へ移管した。

## 農林漁業金融公庫資金（日本政策金融公庫資金）

貸付実績（単位 千円）

年度	貸付件数	貸付額
平成一四	一三四	五,〇〇七,四五四

一八	四八	九六四三三
一一二	一三五	七〇〇、九四五

#### 四 農業改良資金

平成二十二年に県から公庫へ移管した。

#### 農業改良資金貸付実績

年度	貸付枠(A) (予算)	貸付実績		承認率% (B/A)
		件数	金額(B)	
平成一四	一八四、七二六	六	五、八九九	三〇・八
一八	一〇〇〇〇〇	二	一七、三三〇	一七・三
一一二	五〇〇〇〇	〇	〇	〇・〇

(単位 千円)

#### 五 就農支援資金

貸付け実績は次のとおりである。

#### 就農支援資金貸付実績

年度	貸付枠(A) (予算)	貸付実績		承認率% (B/A)
		件数	金額(B)	
平成一四	一七、八六六	七	四、二三三	二四・二
一八	一三、六三〇	九	九、三五二	五七・二

(単位 千円)

一一二	一五三、八〇〇	一一三	五、六七六	三七・二
-----	---------	-----	-------	------

#### 第二項 農業協同組合

##### 一 農業協同組合を取り巻く状況

平成十四年は、IT不況や、デフレ懸念による金利低下も相まって、金融再生の動きが大手行から地域金融機関へと移行し、地域金融機関の再編問題として農協系統信用事業へも広がりを見せた。

このため、農協系統では、平成十三年六月の農業協同組合法の一部改正法などに基づき、農協改革として、経営健全性の確保と高度なサービスの提供を目的に単協(JA)・信連・農林中金が一体となったJAバンクシステムの構築が進められ、本県においては、体制整備の一つとして、二十三年度の信連と農林中央金庫との統合に向け動きだした。

また、農協監査体制の独立性を図る観点から、県中央会の監査部門が全国に統合され、新たにJA全国監査機構として発足した。単協では、常勤役員三人体制、信用専任常勤役員制の導入などが進められることとなった。

その後、平成十七年のペイオフ全面解禁など、漸く金融政策正常化への第一歩が踏み出されたが、二十年には、米国のサブプライムローン危機に起因する大手証券会社の破綻

など先行きの不透明感が強まることとなった。このような中、ゆうちょ銀行の誕生、県境を越えた地銀再編、信金の大型化の進展など、農協系統信用事業と競合する業態に大きな変化が見られ、農協系統での一層の基盤強化や農林中金の財務基盤の抜本的強化が急務となっていたことから、二十三年十月に、県信連と農林中央金庫が一部事業譲渡方式による統合が実現し、折しも同年三月の東日本大震災による原発事故に伴い被害を受けた農業者に対する金融支援措置など、震災復興に向けた金融機能が発揮された。

## 二 農業協同組合等の合併動向

農協の合併については、県内総合農協を十六とする「農協合併基本構想」に基づき取り組みが進められてきた。その後、農業従事者の高齢化や後継者の減少、農畜産物価格の低迷など農協を取り巻く社会経済情勢の変化を背景に、平成十七年には、更なる体質強化を図るべく、「六農協構想」が決議され、二十二年以降は、小規模農協の合併が進んだ。

県では、合併によるメリットを活かし経営基盤の強化等を図るよう指導するとともに、補助事業等の措置などにより側面支援を行った。

総合農協数は、平成十三年度末には三十あったが、次の

とおり合併が進み、二十三年度末で総合農協は十五となった。

平成十五年三月	前橋市農協(前橋市及び勢多郡内四農協が合併)
十五年三月	高崎市農協(高崎市内の二農協が合併)
十五年三月	多野藤岡農協(藤岡市内の二農協が合併)
二十一年三月	邑楽館林農協(館林市及び邑楽郡内二農協が合併)
二十二年三月	佐波伊勢崎農協(伊勢崎市内の二農協が合併)
二十二年三月	あがつま農協(吾妻郡内の二農協が合併)
二十二年三月	利根沼田農協(沼田市内と利根郡内一農協が合併)
二十二年三月	太田市農協(太田市内の二農協が合併)
二十三年三月	新田みどり農協(みどり市内一農協と太田市内一農協が合併)

県区域未満連合会では、平成十五年八月に、藤岡市農業協同組合連合会、高崎市飼料利用農業協同組合連合会、二十一年七月に、群馬畜産加工販売農業協同組合連合会（株）高崎ハム（事業承継）、二十二年七月に、群馬高崎乾繭農業協同組合連合会が解散した。また、県区域連合会では、十四年四月に、群馬県経済農業協同組合と全国農業協同組合連合会が統合され、さらに、二十三年十月には、群馬県信用農業協同組合連合会が農林中央金庫と一部事業譲渡による統合を行った。

### 三 農業協同組合の経営概況

平成十四年から二十三年度の経営概況は、次のとおりである。

農協経営概況		(単位 億円)		
年度	総合農協数	貯金	貸出金	長期共済
平成一四	三〇	一一、五一	二、八九	七三、六九
一九	二二	一三、二三八	二、五九〇	六〇、九七八
二三	一五	一三、七三六	二、九四三	五一、三三六

年度	購買品供給高			販売品取扱高
	生産資材	生活資材	計	
平成一四	七一〇	三四八	一、〇五八	一、四二二
一九	七二六	二九〇	一、〇一六	一、三五〇
二三	五〇五	二三八	七三四	一、二四九

年度	事業利益	自己資本	内出資金
平成一四	八	七六一	二六九
一九	二二	七三二	二六三
二三	二五	八一七	二五八

# 第五章 蚕糸園芸課

## 第一節 組織等の変遷

### 第一項 蚕糸園芸課

平成十四年四月、蚕糸課と流通園芸課が統合され、蚕糸園芸課として、課長以下五グループ（企業流通グループ、園芸グループ、農産グループ、水産グループ、蚕糸グループ）で発足した。

平成十五年四月、園芸グループを野菜グループと果樹花きグループに分割するとともに、企業流通グループを農業経済課に移管、農業技術課から農業環境保全グループ及び植物防疫グループを移管した。

平成十六年四月、県内漁業の振興体制を強化するため、ぐんまの魚振興室（生産振興グループ及び環境グループ）を設置した。

平成十七年四月、農薬適正使用推進体制の強化のため、生産環境室（農業環境保全グループ及び植物防疫グループ）

を設置するとともに、農業経済課から販売戦略グループ及び消費拡大グループを移管した。

平成十九年四月、生産環境室を農政課に移管するとともに、鳥獣害対策グループを設置した。

平成二十年四月、グループ制から係制に見直しが行われ、果樹花きグループ及び農産グループを再編し、花き係、農産係及び特産果樹係に改組するとともに、鳥獣害対策グループを技術支援課に移管した。また、ぐんま魚振興室を廃止し、県産農産物のブランド化、販売戦略、消費拡大を一体的に推進するため、ぐんまブランド推進室を新設するとともに、食品流通グループを農業経済課から移管し、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代課長等は、次のとおりである。

蚕糸園芸課長	野菜係	野菜の生産振興・流通
(六名)		対策、価格安定対策、消費拡大対策

絹・主 監 次長(二名)		花き係 (三名)	花きの生産・流通・消費 拡大対策、フラワーパ ーク運営
農産係 (五名)	米・麦・大豆の生産振 興、戸別所得補償制 度、米の需給調整・適正 流通	特産果樹係 (三名)	果樹・特用作物(こん にやく等)の生産・流通・消 費拡大対策
蚕糸係 (二名)	蚕糸振興対策、遺伝子 組換えカイコ実用化推 進、日本絹の里運営	水産係 (三名)	漁業振興対策、内水面 漁場管理委員会、漁協 指導、漁場環境対策
販売戦略係 (四名)	県産農産物のブランド 化推進、販売戦略推 進、消費宣伝	消費拡大係	地産地消の推進、農産
ぐんまブラン ド推進室長			

		(四名)	物の消費拡大、農産物 の輸出促進、食農教育 の推進
食品流通係 (三名)	食品産業の推進、卸売 市場の指導		

職名	在職期間	氏名
蚕糸園芸課長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	武井 良一
農政部参事兼 蚕糸園芸課長	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	植木 誠
農政部参事兼 蚕糸園芸課長	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	吉田 孝男
農政部参事兼 蚕糸園芸課長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	中澤 哲夫
農政部参事兼 蚕糸園芸課長	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	山口 憲作
蚕糸園芸課長	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	徳安 尚人

ぐんまの魚 振興室長	自平成一六・四・一 至平成二〇・三・三一	小泉 正人
生産環境室長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	角田 隆紀
〃	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	中澤 哲夫
蚕糸主監	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	設楽 知良
花主監	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	霜垣みよ子
絹主監	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	狩野 寿作
有害鳥獣対策 主監	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	久保寺健夫
ぐんまブランド 推進室長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	飯塚 寛巳
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	富沢 邦義

## 第二項 地域機関

### 一 東京園芸情報センター

東京都大田区の大田市場内に設置されていた東京園芸情報センターは、平成十二年四月から、組織上は東京事務所に統合されていたが、二十年四月からは、農政部の機関として現在に至っている。

歴代の所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
東京園芸情報センター所長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	富沢 邦義
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	町田 安雄

## 第二節 主要な施策、事業等の推移

### 第一項 野菜の振興対策

#### 一 生産振興対策

本県の野菜栽培は、平坦地においては、利根川流域の肥沃な土地を利用したねぎやほうれんそう等の露地栽培、冬場の多日照な条件を活かしたきゅうり等の施設栽培が古くから行われている。一方、中山間地や高冷地では、夏場の冷涼な気候を活かした夏秋キャベツやレタス、雨よけトマトなどの栽培が盛んである。近年では、多様な消費者ニーズに応えるべく、ニガウリやパプリカ、ズッキーニ等の産地化も図られている。

本県の野菜産出額は、平成十年には千億円を上回っていたものの、それ以降、景気の減退や高齢化による担い手不足などから、減少傾向が続き、十七年には、七百億円台にまで落ち込んだ。このため、十九年三月に策定した「ぐんまの野菜振興計画」に基づき、野菜振興の推進母体となる「やさしい振興戦略会議」を新たに設置し、生産拡大が見込まれる品目の選定や施策の立案など、野菜の生産拡大に向けて具体的、実践的な検討を行った。また、二十三年三月には、その後継となる『ぐんま・野菜王国』推進計画」を策定し、市町村や関係団体と連携し、目標達成のための更なる検討、検証を行った。

これらの計画に基づく野菜の生産振興を進めるため、県単独補助事業を創設し、平成十九年度に、集落営農での野菜導入促進を目的とした「稲・麦・野菜複合型経営モデル事

業支援」と、将来の地域農業の牽引役となる大規模生産者の育成を目的とした「大規模野菜経営体育成事業」を開始した。また、施策誘導型事業としていちごの県育成品種の生産拡大を目的とした「ぐんまの農と食」やよいひめ「ぐんぐんアップ支援事業」を開始した。さらに、翌年には、「農業農村応援事業」として他作目と一体となっていた県単独補助事業から野菜を分離し、「野菜王国・ぐんま」強化総合対策として、野菜に特化した補助事業を創設し、一億五千万円の予算で事業に取り組んだ。本事業は、平成二十三年度に見直しを行い、「野菜王国・ぐんま」総合対策として、野菜振興のさらなる推進を図った。

これら対策により、野菜産出額は、平成二十一年以降、増加傾向に転じ、二十三年には、約八百五十億円にまで拡大した。特に、関係団体とともに、重点的に生産振興に取り組んだ夏秋なすについては、栽培面積の拡大が進んだ。

県育成のオリジナル品種として、いちごでは、平成十七年に「やよいひめ」、二十三年に「おぜあかりん」が品種登録され、「やよいひめ」は県内いちごの主力品種となり、「おぜあかりん」についても、利根沼田地域における半促成栽培の主力品種となった。その他、十九年には、うど「利根白」、ふき「春いぶき」が品種登録され、産地振興の一翼を担うようになった。

全国規模のイベントとしては、平成十六年七月十五日及び十六日、旧水上町を会場に、野菜生産技術の研鑽と知識の向上を図るため、全国野菜園芸技術研究会群馬県大会を開催し、全国から約七百名の参加があった。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)に伴う福島第一原子力発電所事故故により、県産ほうれんそうとかき菜から暫定規制値を上回る放射性物質が検出されたため、三月二十一日に原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から出荷停止が指示された。四月八日に解除され、出荷が再開されたものの、その後も、物流の停滞や風評による消費低迷から、本県産野菜価格が低落するなど、大きな被害が発生した。県では、安全性をPRするため、ぐんまちゃん家や京浜地区の卸売市場等において、トップセールスをはじめ各種イベントを実施した。

## 二 価格安定対策

野菜価格安定制度は、農家経営の安定と消費者への青果物の安定供給を図るため、野菜生産出荷安定法等に基づき、国、県、生産者等があらかじめ資金を造成し、市場価格が著しく低下した際などに、生産者へ補給金を交付するものである。

平成十四年の野菜生産出荷安定法の一部改正に伴い、実

需者との契約取引を対象とした契約野菜安定供給事業が創設されるとともに、共同出荷組織に属していない大規模生産者も直接事業に加入できることとなった。

県では、制度の対象となる地域・品目及び交付予約数量の拡大に努め、制度を積極的に活用することで、野菜の安定的な供給及び野菜価格の安定化を図ってきた。その結果、この制度の中核となる「指定野菜価格安定対策事業」においては、平成二十三年度の交付予約数量が、十六万六千八百五十九トンとなり、産地の出荷計画数量に対する割合が約六割に達した。

## 第二項 花きの生産振興対策

### 一 生産振興対策

本県の花き生産は、景気の減退や輸入の増加の影響を受けて減少傾向で推移しているが、バラ、スプレーギク、シクラメン、アジサイ、枝物、花壇用苗物を中心に高品質な花きが生産されている。

## 花き生産の推移

(単位 鉢、千本・千鉢)

項目	平成一四年		一七年		二〇年		一三年	
	面積	出荷量	面積	出荷量	面積	出荷量	面積	出荷量
切り花類	三八六	五、三六六	三六九	四、五五	三六七	四、四〇二	三四二	三、五九
鉢物	二六	一、二四	三〇	一、二二	二七	一、〇六	二五	一、八六
花壇用苗物	毛	一、三〇三	空	三、四二	六	二、〇四九	五	一、九四
計	四二	六、八〇三	四九	七、一八九	四五	七、五七二	四四	五、五九

群馬県花き振興計画は、平成十八年に策定された第四次(二十二年目標)に続いて、「色あざやかな群馬の花」の産地ブランド化推進等のため、二十三年に第五次(二十七年目標)が策定された。

これに基づき、県は、「色あざやかなぐんまの花」ブランド推進対策事業として、県内産地の施設整備や先進地視察、市場研修、新出荷技術導入等、花き生産振興に係る様々な取組を支援した。また、群馬県園芸協会と連携して群馬県花品評会(春季・秋季・鉢物)を継続して開催した。

県育成品種については、アジサイの「スプリングエンジェルピンクエレガンス」「スプリングエンジェルブルーエレガンス」「スプリングエンジェルフリルエレガンス」「ラブリーハートピンク」、オステオ

スペルマムの「ヴェントフラミング」、ユギクの「小夏の風」「小夏の月」が品種登録され、これらの県内産地への普及を図った。

また、消費拡大対策として、平成十四年にジャパンフラワーフェスティバルやまなし2002、十五年にジャパンフラワーフェスティバル2003 in とつとり花回廊、十六年にジャパンフラワーフェスティバルしずおか2004、十七年にジャパンフラワーフェスティバル2005ぎふに出展した。十八年、十九年には日本最大の花商談会である東京国際フラワーEXPOに出展し、十九年の第五十六回関東東海花の展覧会では群馬の風土や絹文化をモチーフにした群馬県特別展示を行う等、各種事業を推進した。さらには、ぐんま花のまちづくりコンクールを開催し、花と緑に囲まれた豊かな環境づくりの実践活動を支援するとともに、耕作放棄地クリーン大作戦の一環として花の景観づくりにも取り組んだ。

## 二 フラワーパーク運営

### (一) フラワーパーク運営

県民に花と緑による憩いの場、花と緑に関する学習の場を提供すること及び赤城山周辺地域振興に寄与することを目的とし、平成四年四月二十三日、ぐんまフラワーパークは開園した。

開園当初は、財団法人群馬県フラワー協会に管理運営を

委託したが、十八年の指定管理制度導入に伴い、同年四月から株式会社ぐんまフラワー管理に管理運営を委託した。

主な行事として、「チューリップまつり」や「ダリアまつり」を始めとする年七回の花まつりを企画し、季節の移り変わりを花で表現した。また、十万個の電球を使ったイルミネーションイベント「光の万華鏡」を企画し冬期の集客増加に取り組んだ。

平成二十三年度の入園者は、年間約二十三万人であり、二十三年度末で累計八百三十八万人の入園者を記録した。

### 入園者の推移

(単位 人)

区分	平成四年度	一八年度	二三年度	累計入園者
年間入園者	八九〇五六	二九、一三三	二五、四六三	八三九、六八九

### (二) 花と緑の学習館運営

平成十二年四月、一般県民を対象とした花と緑に関する学習、実証展示施設として、花の総合センター跡地に花と緑の学習館を設置し、財団法人群馬県フラワー協会に業務を委託した。十八年の指定管理制度導入に伴い、同年四

月から株式会社ぐんまフラワー管理に管理運営を委託した。

主な業務は、実証展示、人材育成支援、情報提供、学習体験などである。

### 第三項 農産振興対策

#### 一 米の需給調整

昭和四十六年度から本格的に開始された米の生産調整は、その後も米の潜在的な生産力が需要を上回っている状況下において、引き続き実施された。

生産調整目標面積は、米の需給状況により変動があったが、食生活の多様化による米の消費量の減少や、平成六年度以降においても米の豊作が続いたことから、拡大傾向となつた。

また、平成十四年十二月に省議決定された「米政策改革大綱」を踏まえ、消費者重視・市場重視の考え方に立った需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業の安定と発展を図るため、従来行っていた米を生産しない面積を調整する方式から、需要に応じて生産数量を調整する手法に転換された。

なお、本県における生産調整実施面積は、平成十四年度

から二十三年度まで連続して目標面積を下回った。

## 二 米の需給調整対策の変遷及び概要

米の生産調整は、平成十四年度以降も引き続き実施されたが、大別すると次のとおりである。

平成十二～十五年度 水田農業経営確立対策

平成十六～二十一年度 水田農業構造改革対策

平成二十二年度 戸別所得補償モデル対策

平成二十三～二十四年度 農業者戸別所得補償制度

### (一) 水田農業経営確立対策

国は、平成十一年十月「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」を農林水産省新基本法農政推進本部で決定し、十二年度から水田農業経営確立対策が実施された。

この対策では、平成十一年七月に制定された「食料・農業・農村基本法」の「食料の安定供給の確保」や「農業の持続的な発展」、そのための自給率の向上という理念を踏まえ、需要に応じた米の計画的生産、水田を有効に活用した麦、大豆、飼料作物等の本格的生産及び米と組み合わせた収益性の高い安定した水田農業経営の確立を推進することとさ

れた。

助成金については、水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を図るための「水田農業経営確立助成」と米需給安定対策に代わる「とも補償」の二本立てとされた。また、平成十三年度の目標面積の緊急拡大分に対する助成として「水田作付体系転換緊急推進事業」が導入された。

### (二) 水田農業構造改革対策

国は、平成十四年十二月に「米政策改革大綱」を省議決定し、十六年度から水田農業構造改革対策が実施された。

この対策では、米政策改革基本要綱(十五年七月)に基づき、水田利活用の促進と多面的機能の発揮等を図り、「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指すこととされ、これまでの米の生産調整に関するメリット措置を抜本的に見直すとともに、その他水田農業に関する施策についての改革の趣旨に沿って総合的かつ有機的連携を図りつつ、水田農業構造改革交付金等の施策を実施することとされた。

その後、平成十八年七月には、「経営所得安定対策等実施要綱」を省議決定し、十六年度から十八年度までの三カ年の対策として講じてきた米政策改革を推進するための対策について所要の見直しを行い、地域の特徴ある水田農業の展開を図り、「米づくりの本来あるべき姿」の早期実現を目指すこととされた。

さらに、平成二十一年度には、十九年度から二十年度まで講じてきた対策について、所要の見直しを行い、水田等を最大限活用し、国内の食料自給力・自給率の維持・向上を図ることとされた。

平成十六年から十八年までの助成金については、地域の特色ある水田農業の展開を図りながら、米の生産調整の確かな実施及び水田環境等の良好な保全をするための水田農業構造改革交付金（産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策）、麦・大豆品質向上対策、耕畜連携推進対策等が生産調整の達成等を要件として導入された。

平成十九年度からの助成金については、麦・大豆品質向上対策が廃止され、稲作構造改革促進交付金や新需給調整システム定着交付金助成の導入、従来の産地づくり対策の見直し及び集荷円滑化対策の充実・強化が行われた。

平成二十一年度には、産地づくり事業が産地確立対策に、産地づくり特別加算事業が産地確立特別加算事業に、それぞれ見直された。

### (二) 戸別所得補償モデル対策

国は、平成二十二年四月に戸別所得補償モデル対策実施要綱を制定し、戸別所得補償モデル対策が実施された。

このモデル対策では、戸別所得補償制度の導入により、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業

の再生を図ることで、我が国の食料自給率の向上を図る必要があることから、戸別所得補償制度の本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検証することとなった。

助成金については、出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む農業者や集落営農を対象とする「水田利活用自給力向上事業」及び生産数量目標に即した生産を行った販売農家や集落営農組織を対象とする「米戸別所得補償モデル事業」が導入された。

### (四) 農業者戸別所得補償制度

国は、平成二十二年四月に農業者戸別所得補償制度実施要綱を制定し、農業者戸別所得補償制度が実施された。

平成二十二年度に実施された戸別所得補償モデル対策は、食料自給率向上のポイントとなる麦・大豆等の生産拡大を促す対策と、恒常的に赤字に陥っている米を対象にモデル的に所得補償を行う対策をセットとしたものであったが、二十三年度には、これらのうちモデル的所得補償について麦・大豆等の畑作物にも対象を広げ、農業者戸別所得補償制度として本格的に実施された。

助成金については、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、食料自給率の向上を目的とし、米を対象とした「米の所得補償交付

金」、麦、大豆、そば・なたね等を対象とした「畑作物の所得補償交付金」が導入された。

### 生産調整目標面積と実施面積

年産	群馬県		全国	
	目標面積 (千ヘクタール)	実施面積 (千ヘクタール)	目標面積 (千ヘクタール)	実施面積 (千ヘクタール)
平成四	一一、七六一	一一、二六〇	一、〇一〇	九七八
一五	一一、三〇八	一一、四七〇	一、〇六〇	一、〇〇二
一六	一一、七三三	一一、〇一七	一、六三三	一、六五八
一七	一一、二六五	一一、〇五四	一、六一五	一、六五二
一八	一一、一九四	一一、〇七六	一、五七五	一、六四三
一九	一一、六八八	一一、八六一	一、五六六	一、六三七
二〇	一一、八三五	一一、八二八	一、五四二	一、五九六
二二	一一、八五〇	一一、七八〇	一、五四二	一、五九二
二三	一一、五七〇	一一、二八九	一、五三九	一、五八〇
二四	一一、六六〇	一一、七八〇	一、五四四	一、五八〇
二五	一一、六〇〇	一一、七八〇	一、五〇四	一、五八〇
二六	一一、六〇〇	一一、七八〇	一、五〇四	一、五八〇
二七	一一、六〇〇	一一、七八〇	一、五〇四	一、五八〇
二八	一一、六〇〇	一一、七八〇	一、五〇四	一、五八〇
二九	一一、六〇〇	一一、七八〇	一、五〇四	一、五八〇
三〇	一一、六〇〇	一一、七八〇	一、五〇四	一、五八〇
三二	一一、六〇〇	一一、七八〇	一、五〇四	一、五八〇
三三	一一、六〇〇	一一、七八〇	一、五〇四	一、五八〇
三四	一一、六〇〇	一一、七八〇	一、五〇四	一、五八〇

※米政策改革大綱により、平成十六年産から生産調整は、米の生産数量を調整(配分)する方式に転換された。

### 三 米生産振興対策

本県の米は、昭和四十六年から実施されている生産調整対策の下、需要に即した計画的な生産がなされてきた。

国において、平成十四年十二月に「米政策改革大綱」を決定し、二十二年産までに「米づくりの本来あるべき姿」の実現を図るための取組を十六年からスタートさせた。

本県においても、平成十五年十一月に群馬県水田農業基本方針を策定し群馬県における「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向け、関係団体と一体となり、売れる米づくり、高性能機械及び大規模乾燥調製施設等の生産基盤の拡充強化、水田農業の構造改革を推進した。

また、米に対する消費者の嗜好が多様化し、品質・食味や安全性が重視されたことから、良食味米や減農薬・減化学肥料栽培等の取組など、消費者ニーズに即した施策を講じた。

なお、平成二十二年の夏の猛暑により、本県が育成した水稻品種「ゴロピカリ」の規格外米が大量に発生したため、高温登熟障害の軽減技術の普及を進めるとともに、耐暑性水稻品種への切り替えを推進した。

### 四 麦生産振興対策

本県の麦は、二毛作地帯の基幹作物であり、米の生産調

整の重要な転作作物であることから、増加傾向にあったが、価格の低下や担い手の高齢化等により平成二年産以降減少に転じた。

平成十二年産から民間流通制度へ移行されたことにより、県内麦主産地において、地域の実情を踏まえた適地における作付拡大や品質向上対策等、実需者ニーズに即した取組が行われた。

さらに、平成十七年産麦から、新しくランク区分制度が導入され、生産物の品質評価を反映させた助成体系に移行された。

栽培品種では、本県で育成した新品種「さとのそら」を「農林六十一号」の代替品種とし、実需者との連携を図りながら、計画的に品種転換を推進した。

また、本県育成品種の「つるびかり」、「きぬの波」、「ダブル八号」などは、需要に応じた普及と作付拡大の取組が行われた。

### 麦作付面積の推移

年度	四麦計		小麦	
	作付面積 (千ha)	収穫量 (千t)	作付面積 (千ha)	収穫量 (千t)
平成一四	10100	44000	8130	36000
一五	10100	44500	8150	36300

一六	9600	3700	750	1690
一七	9300	3650	760	3000
一八	9300	3550	760	3350
一九	7800	3000	630	1480
二〇	7900	3000	640	1650
二一	7900	3000	620	1570
二二	7600	1590	590	1000
二三	7600	1500	580	1160

※ 四麦＝小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦

### 五 大豆生産振興対策

本県の大豆は、食料自給率向上の観点から、生産奨励施策や価格政策を講じ生産振興が図られたが、昭和六十三年以降減少した。

一方で、米の生産調整対策の重要な転作作物として位置づけられたため、作付の中心が畑から水田へ転換した。このため、転作制度の動向により、作付が大きく影響を受けることとなった。

平成十七年十月に「経営所得安定対策等大綱」が省議決定された。これにより、十二年から国産大豆を対象に品目別対策として講じられてきた大豆交付金制度及び大豆作経営安定対策が見直され、十九年産から、水田経営所得

安定対策(品目横断的経営安定対策)に移行された。

県では、地域における主体的な大豆づくりの取組強化を図るため、産地の生産状況や実需者ニーズ等を十分把握し、作付計画や品質向上対策等産地に適した具体的な「産地強化計画」を策定し、産地の「高品質で生産性の高い大豆づくり」を支援した。

## 六 種子安定供給対策

本県の種子は、時代とともに変化する米・麦・大豆の生産基盤として、昭和五十九年設立の群馬県米麦大豆振興協会を中心に、優良種子の確保、供給を行ってきた。

生産者、実需者の要望と米麦大豆の生産動向を的確に捉え、種子の計画的な生産と品質改善を図るとともに、各地域の種子センターを活用し、優良種子の安定供給を図った。

### 群馬県奨励品種(決定・廃止)

年度		決定・廃止 種類(品種名)
平成一四	決定	
	廃止	小麦(バンドウワセ) 二条大麦(タカホゴールド)

二五	決定	大豆(エンレイ)
一六	決定	六条大麦(さやかぜ)
	廃止	小麦(春のかがやき)
	廃止	水稲(サチイヅミ、まいひめ)
	廃止	陸稲(ゆめのはたもち)
	廃止	小麦(すずかぜ)
一八	決定	水稲(まんぷくもち)
	廃止	水稲(月の光)
	廃止	小麦(なす二条)
	廃止	大豆(玉大黒)
二〇	決定	水稲(舞風)
	決定	小麦(さとのそら)
	決定	六条大麦(セツゲンモチ)
	決定	二条大麦(サチホゴールド)
	廃止	水稲(ゆめひたち)
	廃止	小麦(シラネコムギ)
二二	決定	水稲(ゆめまつり)
二二	決定	水稲(はいほう)
	廃止	小麦(春のかがやき)
	廃止	二条大麦(きぬか二条)

#### 第四項 特用作物振興対策

##### 一 こんにやくの生産振興・流通対策

本県の特用作物は、こんにやくいもをはじめ、地域の特徴を活かし、たらのき、茶などが生産されている。県内のこんにやくいも生産は、精粉加工の普及に伴い、西毛地域を中心に増加し、昭和四十年代には日本一の生産量となるまでに発展してきた。四十年代後半から五十年代前半に生産がピークになり、その後は栽培面積、生産量ともに減少し、平成になつてからは県内の主産地は北毛地区へと移行している。一方、他県が生産量が減少したため、平成二十三年度では全国の九十二%を超える生産となつている。

また、特用作物の一層の振興を図るため、昭和三十六年には群馬県特産協会への支援、昭和四十年代後半から各特用作物の生産振興に係る県単独事業やこんにやくの価格を安定させるための荒粉や精粉等への調整・加工事業、五十一年からはこんにやくの消費拡大を図るための事業等を行つた。

こんにやくの生産技術支援については、昭和二十年代にこんにやく試験地を設置し、優良新品種「はるなくる」(昭和四十一年)、「あかぎおおだま」(昭和四十五年)、「みょうぎゆたか」(平成十三年)及び「みやままさり」(平成十七年)を

育成し、早期増殖・普及を図るための事業を実施してきた。

##### こんにやく生産状況の推移

(単位 畝、キロ/10a、ト)

区分	平成一四	平成一七	平成二〇	平成三一
栽培面積	四、三〇〇	三、九二〇	三、五四〇	三、四九〇
収穫面積	二、三九〇	一、二四〇	一、九八〇	一、九一〇
反収	一、五四〇	一、八二〇	二、六五〇	一、九〇〇
収穫量	六〇、八〇〇	六三、四〇〇	五、五〇〇	五五、四〇〇
農家戸数	一、二九五	一、一八〇	一、八六四	一、五九七

平成十九年に後発開発途上国(LDC)からのこんにやくの輸入は無税無枠とされた。

平成二十一年には、こんにやくの輸入量が大幅に増加し、輸入基準数量を超過したため、初めての特別セーフガードが発動された。

平成二十三年には、こんにやくの海外への普及拡大を目的として、製造業者団体、原料業者団体、料理家、農業者団体、行政で構成される「群馬県こんにやく海外戦略研究会」が組織された。

##### 二 その他の生産振興

平成十七年には、県育成品種べにばないんげん「紅秋麗」を品種登録し、また、二十三年には、たらのきの優良新品種「ぐんま春王」を育成し、中山間地における振興を図った。

### 第五項 果樹の振興対策

#### 一 生産振興対策

本県の果樹生産は、中山間地域から平坦部まで地域の特性に応じて、りんご、日本なし、ぶどう、うめを中心に落葉果樹十二品目が主に栽培され、特色ある果樹産地を形成してきた。中山間地域では農業生産と土地利用の両面で、また、観光農業の核となる品目として地域の活性化に重要な役割を果たしている。

#### 果樹生産状況の推移

(単位 畝、トン)

果樹別	平成一六年		平成二二年	
	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量
りんご	四八六	九八五〇	四四二	九八五〇
ぶどう	一五三	一一〇〇	一三九	一五〇〇
日本なし	二六九	九八〇	二七〇	一七〇〇
日本文なし	八〇	七〇〇	七一	七〇〇
もも	二九一	一七〇	二七一	一七〇〇
かき	三二二	四九七	二六八	三九四
かぼ	三二二	四九七	二六八	三九四
うめ	一三八〇	八三〇	一四〇〇	六三四

計	すもも	キウイフルーツ	おうとう	ブルーベリー	その他
三、三三〇	六七	二二七	三六	八二	四六
三〇、九一四	四四六	一、二三〇	四四	一四三	
二、八九〇	六九	九八	三四	九五	六四
二七、一八一	四三七	八九〇	九二	二二三	

平成十八年と二十三年に、県果樹農業振興計画を策定し、各種施策を実施した。

ブルーベリーについては、平成十四年のブルーベリー母樹緊急増殖事業、おいしい「群馬の果樹」産地基盤強化事業、十五年のブルーベリー新品種産地育成事業等の集中的な施策展開により、生産量が飛躍的に拡大し、全国第二位の生産県となった。

うめについては、生うめ消費量の減少や輸入加工品の増加による価格低迷を受け、うめ振興プロジェクトを立ち上げ、ぐんまの梅消費拡大事業等を実施し販売強化を図るなど、栽培・加工・流通の総合的な振興に取り組んだ。

また、りんご、ぶどう等の観光販売を主体とした品目については、ぐんまの果樹新時代対応推進事業等を実施し、消費宣伝活動や消費者との交流会など、各産地ごとの取組を支援した。

県育成品種は、平成十六年にブルーベリーの「はやばや星」を、十九年にうめの「紅の舞」を、二十一年には国の果樹研究所と共同でりんご「おぜの紅」を種苗登録し、県ではこれらの普及を図った。

平成十四年には、「特色ある販売戦略で築く活力ある産地」をテーマに、第四十九回全国りんご研究大会を本県で開催した。

## 第六項 蚕糸の振興対策

### 一 蚕糸振興

本県の蚕糸業は、畑作地帯の複合作物の一つとして位置づけられ、県内各地で営まれていたが、海外からの安い生糸や絹製品の流入等により繭生糸価格が低迷し、養蚕従事者の高齢化も加わり年々縮小している。

県では、こうした状況に対応するため、一〇三齢の稚蚕共同飼育経費の農家負担を軽減するための支援、消費者ニーズを踏まえた高品質繭の安定生産指導、国内外の他産地と差別化するための群馬オリジナル蚕品種の育成・普及を行なった。また、ぐんまシルクのブランド化と消費拡大を目的として、高品質かつ特長ある生糸生産にかかる製糸機械等の整備やオリジナルシルク製品開発支援等の施策を講じて

きた。

一方、平成十六年度をもって県による繭検定が終了し、次年度から群馬県繭品質評価協議会による評価を開始し、優良繭生産と円滑な繭取引を推進した。

平成十九年度には、国から二十年以降の新たな蚕糸対策が示され、従来の繭代補てんによる支援から、養蚕農家・製糸・絹織物・流通などの事業者が提携した純国産絹製品づくりに対する支援に順次移行することになった。県では、大日本蚕糸会及び碓氷製糸農業協同組合等と協働して、蚕糸・絹業提携グループの形成を進め、二十三年度末には、十六の提携グループが立ち上がり、県内の全養蚕農家が提携グループの構成員となり、自立できる蚕糸絹業の確立に向けた活動が行われている。

また、平成二十一年度から、蚕糸業の再興と新たな産業創出を図ることを目的に、遺伝子組換えカイコの実用化に向けた取組に着手した。

### 蚕糸統計

区分	一四年度	一九年度	一三年度
桑園面積 (ha)	一、八三〇	一、二七六	六七〇
養蚕農家(戸)	九三九	四七一	二六一
飼育数量(箱)	二、六四八	五、五五七	二、八五三

收購量(トン)	三九二・五	一八六・一	八九七
生糸生産量(俵)	一、八四〇	八八七	四九三

## 二 蚕種製造

平成十二年に県内唯一の民間蚕種業者である群馬県は蚕種協同組合が蚕種製造から撤退した。

そのため、県では、養蚕農家と製糸業者の経営安定を図る観点から県が育成したオリジナル蚕品種の供給体制を構築することとし、蚕糸技術センターに蚕種製造施設を整備(十二年度国庫事業)、平成十三年度から製造(販売は全農群馬県本部に委託)を開始した。

平成十九年度からは、蚕糸技術センターで採種を行い、半製品の状態(産卵台紙に産みつけたままの状態)で、蚕種を長野県の民間蚕種業者(株)高原社、上田蚕種(株)に委託し、蚕種業者が保護調整して養蚕農家に販売している。群馬オリジナル蚕品種の製造供給については、県の普及推進計画と県内製糸業者の希望数量を調整し、蚕種業者、農協等との協議のもと製造数量を決めている。

なお、平成十五年度に六番目となる群馬オリジナル蚕品種として「蚕太」が、十九年度には、「上州絹星」が認定され、二十三年度の普及率は五十六％に達した。

群馬オリジナル蚕品種			
区分	一四年度	一九年度	二三年度
普及率	三〇・二％	四〇・二％	五〇・〇％

## 三 稚蚕人工飼料センター運営

稚蚕人工飼料センターにおいては、全国農業協同組合連合会群馬県本部が飼料の製造・販売を行っていた(施設・土地(桑園)は県が同本部に使用許可)が、飼料販売量の減少による経営難等の理由により、平成二十一年度から県直営に移行した。

稚蚕人工飼料育は、養蚕農家における飼育労力の軽減と蚕作安定など繭生産基盤を維持する上で必要不可欠な技術であり、その普及率は年々向上し、平成二十三年度の県内普及率が九十六％に達するとともに、群馬県のほか十県に人工飼料を供給した。

### 稚蚕人工飼料「くわのはな」供給量

区分	一四年度	一九年度	二三年度
県内	一五三、九五	七三、八〇	四〇、七〇
県外	四、三六〇	三三、三七〇	二三、九七〇
計(kg)	一五七、二八五	一〇七、一三〇	六四、六九〇

#### 四 日本絹の里運営

日本絹の里は、蚕糸や絹に関する県民理解を深め、蚕糸絹業関係者の交流と情報発信を推進する拠点施設として、①蚕糸絹業に関する企画展示、②染め織り、繭クラフトなどの体験学習、③蚕糸絹業に関する情報提供、④蚕糸絹業に関する相談を主な業務としている。

なお、地方自治法の改正により、公の施設は指定管理者制度へ移行することが定められ、平成十八年四月一日から財団法人群馬県蚕糸振興協会に管理運営を委託した。平成二十二年度には、二期目の指定管理者の選定が行われ、二十三年以降も財団法人群馬県蚕糸振興協会が管理運営を行っている。

#### 来館者実績

区分	一四年度	一五年度	一六年度	一七年度	一八年度	一九年度
来館者数(人)	三八三七	四八六三	四〇二八六	三九九一	三九六九	四一、〇七二
区分	二〇年度	二一年度	二二年度	二三年度		累計
来館者数(人)	四九、四〇八	四二、六九二	四五、〇六七	四四、一九八		四九、三三三

#### 第七項 内水面漁業の振興対策

##### 一 養殖業

本県の養殖業は、コイとニジマスを中心としたマス類が主なものであった。コイはコイヘルペスウイルス病の影響、食生活の多様化や価格の低迷に伴い、生産量は二十年度で四分の一以下に激減した。一方、ニジマスを中心としたマス類養殖についても生産量は半分以下に減少したが、本県で選抜育種したブランド魚である「ギンヒカリ(ニジマス)」の生産量は増加傾向を示した。なお、食用アユの生産も僅かに行われた。

また、アユ放流用種苗の生産については、平成十四年度に二十二トであったが、二十年代では十ト前後で推移している。

##### 二 河川湖沼漁業

県内でカワウの営巣地が平成九年に確認されて以降、魚類等の食害が生じていることから、漁場におけるカワウ駆除を実施した。また、特定外来生物に指定されているコクチバ

スについて、奥利根湖以外にも県内河川で生息が確認されたことから、奥利根湖と並行して平成二十三年度から河川でも駆除を開始した。また、以前から発生していたアユの冷水病に加えて、コイヘルペスウイルス病が十六年から十八件発生し、甚大な被害を及ぼした。さらに、二十三年の福島第一原子力発電所事故による影響で、県内河川湖沼で採捕された一部のワカサギ、イワナ、ヤマメ等から放射性セシウムが検出された。

これらのことから、漁獲量は平成十四年の二百二十二トから二十三年には百七十三トに減少し、魚種別では、主要魚種であるアユとヤマメが五十ト前後で推移したが、コイについてはコイヘルペスウイルス病の影響もあり、十四年の二十八トから二十三年には一トまで減少した。

遊漁については、遊漁者の多様なニーズに応えるために、毛ばり専用区や冬季釣り場、キャッチアンドリリース区を定める等の漁場管理を実施し、有効利用を図った。

### 三 水産団体及び漁業調整

県内の河川漁業協同組合は、知事許可十六、農林水産大臣許可二の計十八であり、平成十五年九月に第五種共同漁業権十八免許の切替が行われた。なお、養鯉業を中心とした第二種区画漁業権についても免許の切替があり、その

免許件数は、十六年が五十六件、二十一年が五十四件となつた。

平成十四年から遊漁規則を変更し、イワナ、ヤマメ、サクラマスについて採捕尾数制限が実施されている。また、群馬県内水面漁場管理委員会は、コイヘルペスウイルス病既発生水域からのコイの持ち出し禁止等について十六年から、コクチバスのリリース禁止について十八年から、それぞれ委員会指示を出している。さらに、放射性セシウムの影響により一部の漁場を除き、対象魚種について県による採捕自粛要請等の措置を講じた。

### 第八項 販売戦略推進

平成十七年三月に「県産農産物の販売戦略」戦略的創造と実践に向けて」を策定し、消費者の視点、挑戦者への支援、「食」産業の振興を重視するなどの推進方向を示し、県産農畜産物の販売戦略に取り組んできた。

平成二十年四月には、「ぐんまブランド推進室」を設置し、部内連携による農畜産物のブランド化に取り組む体制を整備するとともに、消費者・実需者の視点を重視したブランド力強化対策、販売戦略を議論し、本県農畜産物のブランド力強化、販売戦略を展開するため、二十二年度に「群

馬県農畜産物販売戦略協議会が発足した。

本県農業、農畜産物の魅力を広く周知し、販売促進活動につなげるため、「ぐんまアグリネット」をリニューアルし、消費者を対象とした観光果樹園の情報や、実需者を対象とした伝統野菜など本県固有の農畜産物の情報を広く発信し、これらのPRに努めた。

併せて、本県農畜産物の魅力を消費者や実需者に伝え、販路開拓による販売促進を図るため、県民が推薦する魅力ある農産物を「ぐんま食材セレクション100」として集約、情報発信することで、産地と実需を結ぶ橋渡し（コーディネート）を実践した。

また、平成二十二年度からは、それまで各課で取り組んできた販売促進活動をぐんまブランド推進室に集約した上で、大手広告代理店のノウハウも活用し、パブリシティを中心とした戦略的な広報・PRを行ってきた。

## 第九項 消費拡大推進

### 一 輸出促進対策

本県の特徴ある農畜産物及びその加工品の海外販路開拓を図るため、平成四年七月に「群馬県農畜産物等輸出推進機構」を設立し、県内農畜産物等の輸出推進事業を総括

的に推進してきた。

県産農畜産物及びその加工品のブランド力向上と、将来的な国内需要の縮小に対応するための新たな販路拡大対策の一つとして、海外輸出を位置づけ、平成十四年からは、東アジア、東南アジアで開催される国際食品見本市への出展支援に取り組んだ。主な品目として、牛肉、日本酒、醤油、漬物、こんにやく加工品などがある。このほか、現地日系百貨店などを会場とした販売促進活動や、キャベツ、いちごのテスト販売を実施するなど、各種取組により、海外における販路開拓・拡大を目指した。

### 二 地産地消・消費拡大推進

「収穫感謝祭」を開催し、豊かな実りへの感謝と農業・農村への理解促進、多彩な県産農畜産物の消費拡大を図るとともに、農業功労者の表彰を行った。平成二十年度からは、事務局を群馬県農業協同組合中央会に移し、会場も県庁からJAビルに変更し開催した。

県民が身近な場所で県産農畜産物を購入・消費する機会を増やす地産地消の取組を推進するため、平成十六年七月に「ぐんま地産地消県民運動推進会議」を発足させ、同年策定した「ぐんま地産地消県民運動推進方針」を旗印に、地産地消を県民運動として推進するため、「シンボルマー

ク」や「キャッチフレーズ」の作成や、「ぐんま地産地消推進店認定制度」を創設した。「地産地消推進店」については、二十四年三月末までに三百十七店（うち優良店十三店）を認定した。

## 第十項 食品流通対策

### 一 卸売市場対策

平成十八年三月に策定した第八次県卸売市場整備計画では、品質管理の高度化等の機能強化と、集荷力の強化を図るために市場相互が連携した集荷販売活動の促進を目指すこととした。

また、平成二十四年三月に策定された第九次県卸売市場整備計画では、人口減少等による食料需要量の減少に伴う市場流通量の減少が見込まれることから、卸売業者の統合大型化を推進することとした。

各市場の施設整備の状況については、平成十八年度、十九年度に、前橋生鮮食料品総合地方卸売市場において、青果物低温売場、バナナ追熟加工施設を、二十〇一、二十二年度的に、群馬県食肉地方卸売市場において、と畜解体施設、内臓処理施設、けい留施設、冷蔵施設、部分肉加工施設等をそれぞれ整備した。

### 二 地域資源活用推進

平成四年から、「群馬県産の原材料を使用している加工食品」及び「生産方法に特徴があると認められる食品」を「ふるさと認証食品」として認証する事業を開始した。四年度に十三業者四十商品を認証し、二十三年度末には、認証業者・商品は二十二業者五十四商品になった。

農林水産業と商業・工業等の産業界での連携を強化し、相乗効果を発揮することを目的として、平成二十年七月に「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」が施行された。県内では、二十年十二月に、農商工等連携事業計画の第一号認定が国によってなされて以降、二十三年度末までに七件の計画が認定された。県では、二十一年九月に「農商工等連携推進プロジェクトチーム」を設置して、情報収集・共有等によりマッチングの推進を図った。

平成二十二年三月に国で策定された「新たな食料・農業・農村基本計画」において、農業・農村の六次産業化が三つの柱の一つに位置づけられ、二十三年三月には、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、いわゆる「六次産業化・地産地消法」が施行された。県内では、二十三年七月に、総合化事業計画の第一号認定が国によってなされて以降、

二十三年度末までに七件の計画が認定された。農業・農村の六次産業化については、関東農政局前橋地域センターに六次産業化推進のワンストップ総合受付窓口が設置されるなど国が主体で推進をしていたが、県は県内関係機関で構成される「六次産業化推進連絡会議」の構成員として、関係機

関と連携しながら、六次産業化推進を図った。

県内の農畜産物の販路開拓のため、平成十一年度から幕張メッセにおいて開催されている国際見本市「フーデックスジャパン」に二十年度まで出展した。

## 第六章 畜産課

### 第一節 組織等の変遷

#### 第二項 畜産課

平成十四年四月の組織は、課長以下七係（経営流通係、酪農肉牛係、養豚養鶏係、家畜衛生係、飼料牧野係、畜産環境係、畜試整備係）一室（地方競馬対策室）体制であったが、十五年四月、地方競馬を総合的に検討するため地方競馬対策室を部長直轄の部内室に移行した。また、グループ

制に伴い、七係から五グループ（企画経営、酪農牧野、肉畜養鶏、家畜衛生、畜産基盤）に改正した。なお、平成二十年四月、グループ制から係制（企画経営係、酪農牧野係、肉畜養鶏係、家畜衛生係、畜産基盤係）に改正した。

平成二十二年四月、課全体の業務の再配分を行い、企画経営係、畜産振興係、飼料牧野係、家畜衛生係及び畜産環境係の五係体制とし、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名	畜産課長 次長(二名)	企画経営係 (五名)	畜産経営、食肉 流通、価格差補て ん、馬事公苑運 営
			畜産振興係 (四名)	酪農・肉用牛・豚・ 鶏・蜜蜂等の生産 振興、生乳流通	
兼地方競馬対策室長 農政部参事兼	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一 自平成一五・四・一	諏訪 直治	飼料牧野係 (五名)	自給飼料、流通 飼料、公共牧場、 畜産基盤整備	資源循環型畜産 推進
			家畜衛生係 (五名)	家畜伝染病予 防、薬事・獣医 事、BSE本部	畜産環境対策、 畜産環境対策、 資源循環型畜産 推進

畜産課長	至平成一六・三・三一	諏訪 直治
畜産課長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	松本 尚武
参事兼 畜産課長	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	苫米地達生
参事兼 畜産課長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	苫米地達生
参事兼 畜産課長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	矢端 武善
畜産課長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	関 順司
畜産課長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	宮川 均
畜産課長	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	糸井 浩

第二項 地域機関

一 家畜衛生研究所

家畜病性鑑定機関として所長以下九名の職員体制から、平成十五年四月、グループ制に伴い、三グループ(微生物、

病理生化学、BSE)の体制とした。

平成二十年四月、グループ制から係制(微生物係、病理生化学係、BSE係)に改正され、現在に至っている。  
家畜衛生研究所の歴代の所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
家畜衛生研究所長	自平成一三・四・一 至平成一六・三・三一	松本 尚武
〃	自平成一六・四・一 至平成一九・三・三一	木村 容子
農政部参事兼 家畜衛生研究所長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	木村 容子
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	小島 富夫
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	柚木 芳雄
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	金井 久

## 二 浅間家畜育成牧場

総務課、家畜管理課及び草地管理課の三課体制から、平成十五年四月、グループ制に伴い、二グループ(総務草地、

家畜管理)の体制とした。

平成二十年四月、グループ制から係制(総務草地係、家畜管理係)に改正し、現在に至っている。  
浅間家畜育成牧場の歴代の場長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
浅間家畜育成牧場 場長	自平成一三・四・一 至平成一六・三・三一	宮崎 眞一
〃	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	武井 篤雄
〃	自平成一八・四・一 至平成二一・三・三一	山田 吉久
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	山田 好明
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	武井 隆文
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	黒沢 功

## 三 畜産試験場

事務部、大家畜部、中小家畜部、環境飼料部及び吾妻肉牛分場の四部一分場体制から、平成十五年四月、グループ

制に伴い、八グループ（総務、地域共同開発、牛飼養技術、豚飼養技術、鶏飼養技術、生物工学、自給飼料、畜産環境）及び吾妻肉牛繁殖センターの体制とした。

平成十七年四月、八グループ一センター体制を五グループ（総務、地域共同開発、大家畜研究、中小家畜研究、資源循環研究）一センター体制に改正した。

平成二十年四月、グループ制から係制に改正し、総務係、大家畜係、中小家畜係、資源循環係の四係一センター体制とし、二十一年四月、副場長を廃止し、現在に至っている。

畜産試験場の歴代の場長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
畜産試験場長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	尾内 宗次
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	苔米地達生
〃	自平成一七・四・一 至平成一七・七・一	小野 実
畜産課長兼 畜産試験場長	自平成一七・二・一 至平成一八・三・三一 自平成一八・四・一	苔米地達生

畜産試験場長	副場長	〃	〃	〃	〃	〃	〃
自平成一九・三・三一 至平成一九・四・一	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一						
水谷 富哉	矢端 武善	矢端 武善	武井 篤雄	長坂 輝義	長坂 輝義	長坂 輝義	長坂 輝義

## 第二節 主要な施策、事業等の推移

### 第一項 経営流通対策

平成十三年度の牛海綿状脳症の発生（BSE）により、国

内での牛肉消費は冷え込み、また、十四年度の食品会社による牛肉偽装事件もあり、畜産物の消費は低迷した。牛海綿状脳症については、その消費の低迷を打開するために県牛海綿状脳症対策本部では「牛肉食べよう運動」を展開し、全頭検査による安全性の周知と畜産農家の経営安定を図った。

食肉等流通施設の整備については、平成十四年度に牛海綿状脳症対策として、(株)群馬県食肉卸売市場で検査に対応した冷蔵保管施設、特定四部位用の焼却炉を設置し、牛肉の安全性を確保した。また、牛由来の肉骨粉の処理を円滑に行うため、十五年度に(株)群馬県化成産業で牛専用ラインの整備を行い、安全な肉骨粉製造体制を確立した。

県では、平成十八年度に「群馬県食肉流通合理化計画」を策定し、食肉流通の方向性をとりまとめたほか、十九年には、同計画に基づき、本県食肉処理の基幹施設に位置づけられている玉村町所在の食肉処理施設において、牛、豚のと畜・解体処理を行っていた(株)群馬県食肉卸売市場と部分肉加工を行っていた(株)群馬県食肉公社が合併統合し、名実ともに産地食肉センター化された。また、老朽化した豚処理施設の改築を二十年度から三箇年で整備した。

海外への県産牛肉輸出は、(株)群馬県食肉卸売市場が平成十九年にカナダ、香港、二十一年にシンガポール、二十二

年にタイ、マカオへの牛肉輸取出扱施設の認定を受け、対米を含め、六の国と地域へ県産牛肉の輸出が可能となったが、二十二年四月に宮崎県での口蹄疫発生の影響で輸出が一時停止された。

また、ソフト事業では、消費者ニーズに対応した食肉を提供するため、群馬県食肉品質向上対策協議会を中心に、県産食肉のブランド化の推進、食肉の枝肉共励会や食肉イベントを開催するなど、食肉品質向上対策、消費拡大対策を実施した。

家畜の取引を円滑かつ公正に行うため、家畜商法に基づき家畜商講習会を毎年度開催し、家畜商免許の登録を行った。



(株)群馬県食肉卸売市場

### 家畜商登録者数の推移

年度	登録者数 (人)	内	
		個人	法人
平成一四	九八〇	九一四	二二
一九	九二三	八五一	二二
二四	八四七	七七五	二二
			使用人
			五〇

### 家畜市場の登録状況

登録番号	登録年月日	市場の名称	所在地	開設者	取扱家畜
第二号	昭和三三・三三・三三	洪川家畜市場	洪川市幸田二七〇	全国農業協同組合連合会	牛
第八号	昭和三三・三三・三〇	前橋家畜市場	前橋市元総社町三九五	群馬県畜産商業協同組合	牛、馬、豚、めん羊、山羊
第八号	昭和五七・八・二四	邑楽館林農業協同組合家畜市場	館林市赤生由八四七	邑楽館林農業協同組合	牛

平成二十三年三月の東日本大震災による原子力発電所事故により、汚染牧草等の給与による牛肉への放射性物質残留が懸念されたことから、二十三年七月から県内でと畜される全ての牛の放射性物質安全確認検査を行うこととし、豚肉、鶏肉についても安全検査を行った。

畜産関係団体については、統合等により経営基盤を確立

し、事業体制の整備・拡充を進めるため、平成十五年四月に(社)群馬県畜産協会を存続団体として、(社)群馬県畜産物価格安定基金協会を統合した。さらに、十九年四月には、同じく(社)群馬県畜産協会が存続団体となり、解散した群馬県家畜登録協会の事業を継承した。

### 第二項 畜産振興対策

#### 一 酪農対策

この十年間は、長引く景気の低迷で消費が縮小し、生乳減産型計画が進められる一方、酪農戸数は年五％程度減少し、平成二十四年二月には、十年前の約六割の六百八十二戸に減少、頭数も七十四％の三万八千五百頭に減った。しかし、一戸あたりの飼養頭数は四十八頭から五十八頭になり、規模拡大は進んだ。生乳生産量については、特に、前年の猛暑の影響で二十三年は全国的に減少したが、生乳生産基盤の安定・強化を図るため二十三年度から増産型の計画生産となったことから、二十四年は前年の生産量を上回り、二十五万四千四百六トであった。このような情勢の中、生乳生産の安定化に資するため、次の施策を実施した。

平成十七年とその五年後の二十三年には、群馬県酪農・肉用牛生産近代化計画(第五次と第六次)の策定を行い、

酪農肉用牛生産振興対策の指針とした。

平成十四年から、生産コスト低減のため県内団体が集送乳の合理化を検討する生乳効率出荷促進事業及び広域指定団体の関東生乳販売農業協同組合連合会が実施する生乳需給調整推進指導事業に助成した。

平成十七年から、後継牛の確保を支援する酪農生産基盤強化事業を実施した。

乳用牛の改良については、受精卵移植推進事業及び牛群能力向上促進事業により、改良速度の向上を図った。

酪農家戸数の減少を緩和するため、平成二十三年からぐんま型シニアミルキング推進事業を開始し、酪農経営の第三者継承を推進した。

群馬県牛乳検査条例を平成十八年に廃止し、生乳の安全性確保に対する生産者の責任を明確にした群馬県の生乳の安全性の確保に関する条例を施行した。また関東生乳販売農業協同組合連合会が関東地区の生乳検査を一括して実施する施設を栃木県に設置したことに伴い、県内の生乳検査を実施していた群馬県酪農指導検査協会が十九年三月に解散した。

平成二十三年三月の東日本大震災による原子力発電所事故を受け、県内十一カ所の集乳所等から生乳を採材し放射線物質検査を実施して県産生乳の安全性を確認した。

## 二 肉用牛対策

この十年間は、六万八千頭前後で推移したが、戸数は平成十四年の千六十戸から二十三年には七百七戸と約三割が減少し、一戸あたりの飼養頭数は四割増加した。

平成十三年のBSE発生による販売価格の低迷への対策として、肉用牛肥育経営安定対策事業の地域基金の造成を支援するとともに、牛の個体識別システムの推進定着を図った。

平成十八年には、十年後に肉用繁殖雌牛一万頭を目指し群馬県肉用繁殖雌牛増頭プランを策定した。

肉牛の育種価評価手法の普及促進により改良を推進するとともに、優良雌牛の導入及び地域内保留に助成することで肉用繁殖基盤の強化を図った。

## 三 養豚対策

この十年間の豚の飼養頭数は六十二万頭前後で推移したが、戸数は平成十四年の五百五十戸から二十三年には三百十二戸と約四割減少し、一戸あたりの飼養頭数は七割増加し大規模化が図られてきた。技術目標としては十七年及び二十三年に群馬県家畜改良増殖計画を策定し養豚振興を図った。

県内の生産基盤強化を図るため、国内外から能力の優れた

た種雄豚を畜産試験場へ導入し、その精液等を配布するとともに、種豚農家が行う国内外からの純粋種豚の導入に対して支援を行った。

平成十四年から地域養豚振興特別対策事業に係る基金造成を支援し、肥育期間短縮と出荷頭数の増加を図った。また、衛生及び飼養管理技術対策として、種豚農家へは養豚体質強化事業により衛生管理技術向上を図り、一貫農家に対しては、養豚生産向上高品質化対策事業による生産性の向上を図った。

#### 四 養鶏等対策

この十年間の採卵鶏の飼養羽数は七百万羽前後で推移したが、戸数は平成十四年の百七十戸から二十三年には八十五戸と約半数に減少し、一戸あたりの飼養羽数は四万三千羽から倍の八万六千羽となり大規模化が図られた。このようなか、十六年から行政主導の羽数枠管理による計画生産から生産者の主体的判断に基づく生産管理に移行し、鶏卵需給調整協議会と連携して需要に見合った安定的な鶏卵生産を推進した。

養鶏振興推進対策により、鶏卵生産農場における衛生検査を実施し安全・安心な鶏卵生産を推進するとともに、鶏卵の栄養知識を消費者へ広く普及することとで県産鶏卵の

消費拡大を図った。

肉用鶏生産については、平成十四年に食肉処理施設等再編整備事業、十六年に食肉流通施設整備事業により、二十一年に食肉等流通合理化総合対策事業により、二十三年に食肉流通施設等設備改善支援事業により、鶏肉の安全性及び品質の向上及び流通の合理化を図るため二箇所の食鳥処理場の施設整備へ支援を行った。

平成十六年から肉畜鶏卵生産出荷調整事業によりブライラーの出荷動向を調査し需要に見合った安定供給を推進した。

養蜂振興については、優良はちみつ生産対策により群馬県養蜂協会が行う、みつ源植物植栽及びはちみつの残留抗生物質の自主検査事業を支援し、高品質で安全なはちみつ生産を推進した。

#### 第三項 飼料牧野対策

##### 一 自給飼料対策

飼料作物作付面積は、平成十三年度の八千八百八十二haに対し、畜産農家の減少等に伴い、十九年度には七千六百五十haまで減少したものの、その後は水田地帯を中心に飼料用イネ等の取組が進んだことから増加に転じ、二十三

年度は八千二百五十鈴へと増加した。

飼料用イネを自給飼料として利用するには耕種農家が保有する従前の稲作用作業機械体系では対応できないことから、専用収穫機を有し収穫調製作業を受託する、いわゆる畜産コントラクター組織が必要となるため、平成十四年度から専用収穫機の導入整備や組織活動に対する支援を行い、コントラクター組織の育成・確保を推進した。この結果、二十三年度までに県内で九のコントラクター組織が設立され、飼料用イネの受託作業に取り組んでいる。

平成二十三年三月に発生した東日本大震災による原子力発電所事故により放射性物質が東日本の広い範囲に飛散したことから、飼料作物等自給飼料が影響を受け、その自給飼料を摂取した家畜から生産された肉や乳から人に健康被害を及ぼすレベルの放射性物質が検出された。このため、国を中心に、畜産物を介した人への健康被害を未然に防ぐ目的で、様々な規制的措施がとられた。具体的には、二十三年四月に粗飼料中に含まれる放射性物質の暫定許容値が設定されるとともに、収穫前の飼料作物について定点調査が実施され、飼料作物の安全性の確保に努めた。さらに同年十一月からは、県内の広い範囲で、その年に収穫された飼料作物から調製された粗飼料等について詳細な調査を実施し、暫定許容値を超過した粗飼料等については、畜産

農家に対し利用自粛を要請し、畜産物の安全性の確保を図った。

## 二 流通飼料対策

本県の配合飼料流通量は平成十四年度の百万三百トから年々減少し、十七年度に九十三万トとなった以降は、おおむね九十五万ト前後で推移し、二十三年度は九十五万七千トであった。

流通飼料については、平成十四年度から牛海綿状脳症特別措置法が施行されたことにより、牛の肉骨粉を含む飼料を牛に使用することが禁止され、牛用飼料とその他畜種用飼料については、流通、保管及び使用の各段階で分離した取扱が規定された。このため、十五年度に、県内で唯一牛副生動物を処理する化製処理施設において肉骨粉製造施設の分離整備を進め、牛由来原料を含まない安全な肉骨粉の製造・供給体制の確立を図った。また、農家段階や飼料取扱者段階での保管・使用の状況を確認するための立入り調査を実施した。

その他、飼料の安全性・品質の確保を目的に、流通飼料の検査を継続的に実施するとともに、流通飼料入荷量調査や、飼料取扱者を対象とした講習会等において流通飼料関係制度の周知を図った。

### 三 基盤整備対策

主に県北西部を中心に、畜産基盤再編総合整備事業や草地畜産基盤整備事業等により、草地・飼料畑の造成改良や畜舎、糞尿処理施設等の整備を行い、畜産主産地の形成・維持を図った。

また、平成五年度から十一年度の間、吾妻利根区域において実施された公団営畜産基地建設事業については、十五年度から、それまで据置となっていた元金分を含む事業費償還が始まり、順調に償還が進んだ。

草地畜産基盤整備事業は、平成十八年度から吾妻地区において実施され、一部を除き、二十三年度で事業を完了し、畜産生産基盤の確保を図った。

### 第四項 家畜衛生対策

家畜衛生対策については、県内五か所の家畜保健衛生所と家畜衛生研究所において、家畜伝染病予防法に基づく発生子予防、まん延防止対策、自衛防疫の推進、家畜衛生管理技術の総合指導及び畜産物の安全性確保対策等を実施してきた。

### 一 県内における主要監視伝染病発生状況

牛では、ヨーネ病の発生が増加していたが、平成十九年の百八頭をピークに、その後は減少傾向にある。また、牛白血病は、十四年に四頭発生した後、年々増加し二十三年には二十四頭の発生があった。豚では、豚丹毒の発生が継続しており、二十一年の二百二十五頭をピークに減少傾向であったが、二十三年には百三十一頭の発生があった。鶏については、飼養衛生管理指導やワクチン接種の徹底により、家畜伝染病の発生はなかった。蜜蜂については、腐蛆病の発生が継続しており、年間平均で約十八群の発生があった。また、馬では、十九年に馬インフルエンザが全国的に流行し、十九年に十七頭、二十年に五頭の発生があった。

### 二 家畜衛生上特記すべき事項

(一) 牛海綿状脳症(BSE)  
平成十四年に「牛海綿状脳症対策特別措置法」が施行され、本県では、家畜衛生研究所にBSE検査採材棟を整備し、十五年四月一日から二十四箇月齢以上の死亡牛全頭を対象にBSE検査を開始した。これまで、全国で三十六頭発生しているが、二十一年一月の発生を最後に確認されていない。

### (二) オーエスキー病

平成十八年から「群馬県農業振興プラン」に基づき、清浄

化事業を開始し、二十三年からは、「ぐんま農業はばたけプラン」に基づき、清浄化の達成、維持のための取組を継続している。県内では、十九年の発生を最後に、新たな発生はなかった。

### (三) 豚コレラ

平成十八年三月に「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」が公表され、四月以降のワクチン接種を全面中止し、十九年四月に清浄化を達成した。

### (四) 高病原性鳥インフルエンザ

平成十六年一月、山口県で七十九年ぶりの発生以後、十府県八十農場で発生が確認され、約七百二十七万羽が処分された。「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」と本県が独自に定めている「群馬県高病原性鳥インフルエンザ防疫措置マニュアル」に基づき、発生予防と異常家さんの早期発見、早期通報の徹底を指導した。

### (五) 口蹄疫

宮崎県において、平成二十二年四月の一例目の確認以降、八月の終息宣言までに、二百九十二農場で発生し、牛、豚合わせて二十九万七千八百八頭が殺処分された。本県では、「群馬県口蹄疫防疫指針」を制定し、発生予防を図るとともに、本県で発生した場合に、防疫措置が迅速かつ的確に実施できるよう県内の体制と役割分担を定めた。

国内で口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、本県では、万一の発生に備え、防疫演習の実施や防疫資材の備蓄等、事前対応型防疫体制の一層の強化と飼養衛生管理基準遵守指導の強化を図った。

## 第五項 畜産環境対策

近年、農村地域の市街化・混住化の進展及び家畜飼養規模の拡大に伴い、畜産業による悪臭・水質汚濁等の苦情件数が増加傾向となり、深刻化してきた。このような中で、県では、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(家畜排せつ物法)の猶予期限までに家畜排せつ物処理施設の計画的な整備を進めてきたが、平成十六年十一月一日に完全施行されたことにより、畜産農家は家畜排せつ物の適正な管理を行うことが義務化された。また、県では、二十年五月に、十二年八月に策定された「群馬県家畜排せつ物利用促進計画」を見直し、耕畜連携の強化やたい肥の利用促進等を進めてきた。

畜産に起因する環境汚染は問題が発生してから対処するよりも、問題が発生しないように啓蒙・事前指導することが大切である。このため、以下の補助事業等を実施してきた。

国庫補助事業については、広域的な支援（公共事業）として、平成十四年度までは畜産環境総合整備事業を実施し、交付金事業では十七から十八年までバイオマスの環づくり交付金、二十年度から二十一年度まで地域バイオマス利活用交付金事業を実施した。さらに、地域的な支援（非公共事業）として、十五年度までは生産総合振興対策事業を行い、十四年度から二十三年度までの十年間で三十二地区の施設等を整備した。

県単独事業については、平成十一年度に従来の県単事業を統合し、十六年度まで畜産有機質資源確立対策事業を推進した。その後、家畜排せつ物法に対応するため、家畜排せつ物処理を一時的に簡易施設で対応しているものから、恒久施設による処理に変更する場合の施設整備として、十七年度から二十年度まで家畜排せつ物処理高度化支援事業、二十一年度には、堆肥の利用促進対策として、家畜ふんたい肥流通利用支援事業を実施した。また、臭気対策として、群馬県地域結集型研究開発プログラムにより開発された脱臭装置を新たに補助対象にした家畜排せつ物臭気対策モデル事業を創設し、県内の畜産農家に十一基の脱臭装置を導入した。その後、二十三年度からは、家畜排せつ物臭気対策事業を実施した。これらの県単独事業により十四年度から二十三年度までの十年間で、百八十四地区の家畜排せつ物

関連施設等を整備した。

さらに、平成十三年度から十六年度を対象に、個人利用向けの二分の一補助付きリース事業を活用している二百三戸の畜産農家に対し、リース料に係る附加貸付料の一部に県単独補助を行い、個人利用の施設整備の推進を図った。

また、平成二十三年三月に発生した東日本大震災による原子力発電所事故を受け、汚染堆肥の抽出検査及び追加検査を行い、安全性を確認するとともに、暫定許容値を超過した堆肥の解消を推進した。



軽石脱臭装置



ファイバーボール脱臭装置

## 第六項 群馬県馬事公苑

群馬県馬事公苑は、広く県民の動物愛護精神を養うとともに、馬に関する知識の普及及び乗馬技術の向上を図ることを目的として、昭和六十一年四月に開苑した。

この施設を管理・運営するため、開苑に先立ち昭和五十九年十一月に財団法人群馬県馬事公苑を設立した。

乗馬教室・技術審査会・馬術競技大会等の開催、各種団体への事業協力、県有馬・預託馬の管理等の事業に取り組み、広く県民から「いつでも だれでも 気軽に乗馬」が楽しめる施設として、また、乗馬愛好者からは県内唯一の馬術競技施設として親しまれる施設として定着してきた。

平成十八年度から公の施設の管理に民間のノウハウ・能力を活用し、経費の節減等を図りつつ、住民サービスの向上を図ることができるよう指定管理者制度を導入した。

平成二十四年三月現在、競技・練習用大格馬二十三頭、引き馬用小格馬五頭の計二十八頭を管理、調教している。

# 第七章 農村整備課

## 第一節 組織等の変遷

### 第一項 農村整備課

#### 一 農村整備課

平成二十年四月、中山間振興係を地域農業支援課から受け入れ、農業基盤整備課を改組して農村整備課を設置した。

なお、農業水利施設の計画的な保全管理と土地改良区の体制強化を一元的に実施するため、平成二十一年四月に水利保全対策主監を設置した。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

農村整備課長	管理指導係	土地改良法、換地、予算
水利保全対策	(六名)	農業用水、国営等
主 監	企画係	

次長(二名)		(三名)	事業調整
計画評価係	(四名)	調査、計画、評価	
技術調査係	(四名)	設計・積算、電算システム	
施設保全係	(三名)	災害復旧、水利施設保全	
整備係	(四名)	農業農村整備事業実施	
中山間振興係	(四名)	中山間地域振興対策	

職名	在職期間	氏名
農政部参事兼 農村整備課長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	細野 安高
農村整備課長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	若田部 満

水利保全対策 主 監	自平成三・四・一	宮崎 一隆
	至平成二・四・一	
〃	自平成二・四・一	三木 定
	至平成二・三・三	
〃	自平成二・四・一	能登 吉栄
	至平成二・三・三	

## 二 土地改良課

平成十四年四月現在の土地改良課の組織は、課長以下四グループ（企画調整、計画推進、国土調査、管理指導）体制であったが、十五年四月の組織改正により中山間振興グループを農政課から受け入れ、五グループ体制となった。

平成十六年四月の組織改正により新設された農業基盤整備課に業務を移管し、組織を廃止した。

歴代の課長は、次のとおりである。

土地改良課長	自平成一四・四・一	尾内 孝巳
	至平成一五・三・三	
〃	自平成一五・四・一	上原 訓幸
	至平成一六・三・三	

## 三 農村整備課

平成十四年四月現在の農村整備課の組織は、課長以下四グループ（工事管理、生産基盤整備、生活環境整備、技術管理）体制であったが、十六年四月の組織改正により新設された農業基盤整備課に業務を移管し、組織を廃止した。歴代の課長は、次のとおりである。

職 名	在 職 期 間	氏 名
農村整備課長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三	酒井 一夫

## 四 農業基盤整備課

平成十六年四月、農業基盤整備事業の効率化を図るため、土地改良課及び農村整備課を再編し、農業基盤整備課を設置した。

農業基盤整備課の組織は、課長以下八グループ（工事事務、管理指導、企画調整、計画評価、技術管理、整備、国土調査、中山間振興）であったが、平成十七年四月の組織改正及びグループ再編により、中山間振興グループを地域農業支援課へ移管し、六グループ（管理指導、調査・調整、計画評価、技術調査、施設保全、整備）となった。

平成二十年四月の組織改正により新設された農村整備課に業務を移管し、組織を廃止した。  
歴代の課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
農業基盤整備課長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	上原 訓幸
〃	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	藤巻 宣弘
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	細野 安高
技術調整主監	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	藤巻 宣弘

## 第二節 主要な施策、事業等の推移

### 第一項 農業農村整備事業の現状

#### と展開方向

平成十一年七月に、「食料・農業・農村基本法」が制定された。新たな基本法は、従来の農業基本法の制定から約四

十年を経て、その間に生じた食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を踏まえ、新たな理念の下に政策体系を再構築したものであり、二十一世紀における食料、農業及び農村に関する施策の基本指針となるものである。

平成十二年三月に「食料・農業・農村基本計画」が策定され、新たな基本法の基本理念である「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」を達成するための諸施策が展開される中で、土地改良事業については、食料・農業・農村に対する国民・消費者の要請や期待に応えていくためには、食料・農業・農村基本法の理念を国民・消費者に対してサービスを提供していく観点からとらえ、「いのち」、「循環」、「共生」の視点に立ち、環境との調和に配慮しつつ、計画的かつ総合的に進めることとした。

平成十三年には、「環境との調和への配慮」が、土地改良法の改正により位置付けられ、県では、環境との調和への配慮をした事業計画策定を行うことになった。

平成十七年度に策定された「食料・農業・農村基本計画」では、二十七年におけるカロリーベースの総合食料自給率の目標を四十五パーセントとするほか、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策、農村の振興に関する施策、団体の再編整備に関する施策を計画

的かつ総合的に講ずるとした。

平成十九年度に基幹水利施設ストックマネジメント事業が創設され、既存施設の有効活用を図り、効率的な機能保全対策を行うこととなった。

また、同年、農地や農業用水等の適切な保全管理や農村環境の保全等にも役立つ地域共同の活動を支援する農地・水・環境保全向上対策が創設された。

平成二十一年度に策定された「食料・農業・農村基本計画」では、「国家の最も基本的な責務としての食料の安定供給を確保」、「食料・農業・農村政策を日本の国家戦略として位置づけ」、「国民全体で農業・農村を支える社会の創造」を明記し、食料、農業及び農村をめぐる状況を踏まえた政策的な対応方向を定めた。

平成二十三年度に国営施設機能保全事業(国営ストックマネジメント事業)や、農地・水・環境保全向上対策の制度拡充による農地・水保全管理支払交付金が創設され、国レベルの農業水利施設の保全整備や地域の共同活動を通じた農業の持続的発展、多面的機能の発揮が期待されるようになった。

## 一 平成十四年改正

(一) 土地改良事業が、周囲の環境に対して一定の負荷を与える可能性があることから、土地改良事業の実施に当たつての原則に「環境との調和に配慮」が位置付けられた。

(二) 土地改良区等の申請人が市町村と連携し、より地域の意向を踏まえた事業計画を作成できるよう「市町村長からの意見聴取」が「市町村長との協議」に改められた。

(三) 国、県営事業について、申請人が縦覧した事業計画に意見がある者は、意見書を提出できることになり、事業計画の変更、廃止についても同様に意見書を提出できることになった。

(四) 市町村営事業に係る賦課金の徴収について、市町村が土地改良区の同意を得て、当該土地改良区を通して徴収できることになった。

(五) 土地改良区の申請による国、県営施設更新事業について、一定の要件を満たす場合、市町村が管理している施設も対象とすることができることになった。

(六) 国、県営事業の廃止について、計画変更と同様に、事業主体である国及び都道府県が発意し、三

## 第二項 土地改良法の改正

条資格者(土地改良事業に参加する資格を有する者)の三分の二以上の同意を得て廃止できることとなる手続きが追加された。

(七) 創設農用地換地について、土地改良区が適当と認める担い手農家に直接取得させることができることになった。

(八) 申請によらない国、県営施設更新事業について、一定の要件を満たす場合は、三条資格者の同意徴収の簡素化が図られた。

### 第三項 土地改良計画

#### 一 土地改良長期計画

農業発展の方向に即応して農業基盤の整備及び開発を図り、もって農業構造の改善、農業の生産性の向上及び国内における食料供給力の維持強化に資することを目的として、農林水産省は平成五年に十八年度を目標年度とする第四次土地改良長期計画を策定した。

その後、平成十五年には、農業情勢や経済社会情勢の急速な変化の中にあつて、計画と前提となる整備状況や農業情勢の実態との間にかい離が生じるおそれが増大するとして、計画期間を十年から五年に短縮する土地改良法施行

令の一部改正が行われ、同年に十九年度を目標年度とする計画を策定した。ここでは、我が国の食料・農業・農村に対して、食料の安定供給や安全性の確保に加え、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる国土・自然環境の保全、水源のかん養等の機能や、自然豊かで美しい景観を有する農村のやすらぎの場としての機能、農業・農村体験の教育上の効果等が国民生活の安定に果たしている役割、農業の自然循環機能を活かした有機性資源の利活用による循環型社会の構築等について、国民・消費者から強い要請・期待が寄せられていた。その一方で、農業・農村は、農地の減少、担い手の高齢化、農業の構造改革の遅れ、農村における過疎化の進行、消費・生産両面の要因による食料自給率の低下等の様々な問題を抱えることになった。

平成二十年に二十四年度を目標年度とする計画を策定した。ここでは、食料・農業・農村に対する国民・消費者の要請・期待に応えていくため、引き続き国民・消費者に視点を置きつつ、「自給率向上に向けた食料供給力の強化」として国内農業の体質を強化し、安全な食料を国民・消費者に安定的に供給する基盤を構築し、また、「田園環境の再生・創造」として田園環境を再生・創造し、個性豊かで活力ある農村づくりを進めるとともに安全・安心な地域社会の形成に貢献するとした。さらに「農村協働力の形成」として農村協

働力を活かし、多様な主体の参加促進により、農地・農業用水等の適切な保全管理を確保するという視点に立つて、計画的かつ総合的に土地改良事業を進めていくこととした。

その後、平成二十三年に農業の体質強化や震災復興などの課題に対応するため、二十四年度末までの前計画を一年前倒しで見直して二十四年度から二十八年度までの計画を策定した。食料・農業・農村をめぐる内外の諸情勢がもたらす諸課題を踏まえ、五年間の計画期間内に実施する土地改良事業は、「食を支える水と土の再生・創造」を基本理念として、農を「強くする」として地域全体としての食料生産の体質強化を政策課題一、国土を「守る」として震災復興、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮を政策課題二、地域を「育む」として農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生を政策課題三とし、これら三本の政策課題を達成するための目標と施策を示した。

## 二 県農業農村整備中期計画

平成十一年七月に「食料・農業・農村基本法」が制定、十二年三月に「食料・農業・農村基本計画」が策定された。県においては、新たな基本法の基本理念等を踏まえ、県政の基本方針「二十一世紀のプラン」、農政の「食と農の群馬新世

紀プラン」の部門計画として、十年後の二十二年を展望し、十三年度から十七年度までを対象期間とする「ぐんま農業農村整備推進プラン」を策定した。

その後、国においては、平成十七年三月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、さらに同年十月には「経営所得安定対策等大綱」が決定され、農政の大きな転換が図られることになった。県においては、「群馬県農業振興プラン二〇一〇」の部門計画として十八年度から二十二年度までを対象期間とする「ぐんま水土里保全整備プラン」を策定し、市町村や地域住民などと協働、連携し、「水」(農業用水)、「土」(農地)、「里」(自然環境、農村景観、農村文化)の保全整備を図ることにより「自立する農業経営の実現」と美しい農村の構築を目指した。

その後、県政の基本方針「第十四次群馬県総合計画」、農政の「ぐんま農業はばたけプラン」の部門計画として、平成二十三年度から二十七年までを対象期間とする「ぐんま水土里保全プラン」を策定し、整備から保全への考え方の転換を一層進めることとし、既存農業水利施設の効率的かつ有効な利用、地域条件に適した生産基盤の計画的な整備、安全で災害に強い農村づくり、県民との協働による農村地域の保全・再生を基本に、ハードとソフトの両面からの支援により、地域が一体となった「魅力ある農業農村を育む基盤づ

くりと活力ある地域づくり」を目指すこととした。

#### 第四項 事業制度の創設・拡充

良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を通じて、県内農業の生産性の向上と食料の安定供給の確保を図るため、担い手への農地利用集積や経営体の育成等を視点においた事業、農業水利施設において施設の有効活用を図る保全対策に対応した事業、地域の裁量を重視した交付金制度が創設・拡充された。

また、脆弱化しつつある集落機能の維持向上を図るため、農家や地域住民といった多様な人々が一体となり、農地、水、環境を保全する活動を支援する対策が創設された。

創設・拡充された主要な事業制度は、次のとおりである。

##### 一 水利施設整備事業

平成十九年度に、老朽化する基幹的な農業水利施設の有効活用を図るため、施設の機能診断、予防保全対策を実施する「基幹水利施設ストックマネジメント事業」が創設された。

##### 二 農地整備事業

平成十五年度に、水田農業の構造改革の加速化を図る観点から、従来の農地整備率向上を主目的とした事業体系を改め、農地の利用集積、経営体の育成等を重視した事業制度に転換を図るため、「経営体育成基盤整備事業」が創設された。

平成二十三年度に、農業者戸別所得補償制度の本格実施に併せ、「経営体育成基盤整備事業」が廃止され、麦・大豆の生産拡大や地域振興作物の生産性を向上させる地域ニーズに応じた農地や農業用排水施設等の農業生産基盤の整備を実施する「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業」が創設された。

##### 三 農地防災事業

平成十八年度に、石綿を有する管路が老朽化等に伴い破損し、将来的に農業者等の健康を害するおそれが懸念されることから、必要な対策を講ずることにより石綿起因する影響を未然に防止し、農業経営の安定及び農業の維持を図る「特定農業用管水路等特別対策事業」が創設された。

##### 四 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

平成十九年度に、人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることから、農山漁村における

定住及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図る「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」が創設された。

## 五 農山漁村地域整備交付金

平成二十二年度に、地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備を進めるため、農業農村、森林、水産の各分野でそれぞれが実施してきた既存制度を抜本的に見直し、自治体が農山漁村地域のニーズにあつた計画を自ら策定し、各公共事業を自由に選択できる「農山漁村地域整備交付金」が創設された。

## 六 農地・水保全管理支払交付金

平成十九年度に、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、農地や農業用水等の適切な保全・管理が困難となつていことから、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、適切な保全管理を行うとともに農村環境の保全等にも役立つ地域共同の活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」が創設された。

平成二十三年度に、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のため、補修・更新等を行う取り組みが拡充さ

れ、名称が「農地・水保全管理支払交付金」に変更された。

## 七 県単独補助事業

### (一) 小規模土地改良事業

平成十九年度に、増加する鳥獣被害を防止するための施策と耕作放棄地を解消するための施策を支援する「特別対策型」を創設し拡充を行った。

平成二十一年度に、多発する災害への迅速な対応を図る「災害復旧」、農村地域の農村景観、自然環境等への配慮が特に必要と考えられる地域において、農地や農業用施設の保全・整備の実施に必要な専門調査や検討について支援する「環境保全対策調査」を創設した。

### (二) ため池整備事業

平成九年度に、国庫補助事業で対応できない小規模ため池を改修する県単独補助事業を創設した。

平成十四年度から十八年度の五か年では、ため池の改修に併せて、火災時の緊急用水への利用などため池が有する多面的機能の活用を図ることを目的とした「ため池等緊急防災対策事業」を創設し、十九年度から二十三年度の五か年では、地震等に対する構造的危険度を総合判定し、破堤の危険性の高いため池を対象に堤体の安全性を確保する「ため池危機管理対策事業」を創設した。

(三) 地すべり防止区域危機管理事業

平成十八年度に、地すべり指定区域における地すべりの前兆現象を早急に把握するため、地元自治会との監視協定の締結や水位観測の実施及び地すべり防止施設の適切な維持管理を行うことにより、施設機能を維持するだけでなく施設の長寿命化を図るため、「地すべり防止区域危機管理事業」を創設した。

(四) 基幹農業水利施設管理事業

平成二十二年度に、局地的な豪雨等の異常気象が増加傾向にあることから、県が管理する四頭首工(太田、邑楽、南牧、根利川)の異常気象及び突発的事故等による緊急時の対応や維持管理・安全管理の充実を図り、良好な状態に維持することを目的として、「基幹農業水利施設管理事業」を創設した。

第五項 主要事業

一 国営・機構営事業

本県における国営事業は、かんがい排水事業、農地防災事業が行われ、機構営事業等(森林総合研究所、水資源機構営事業)は、かんがい排水事業、農用地総合整備事業が実施された。

地区名	受益面 (積(ha))	事業目的	事業費 (百万円)	事業主体	工期
渡良瀬川中 央一期	九、四〇〇	農地防災	一五、三三九	国	平三、三三
渡良瀬川中 央二期	九、四〇〇	農地防災	九、〇四二	国	一四、三三
利根沼田	四、七九二	農用地総合整備	四四、六九〇	国	四、一五
群馬用水緊急 改築	四、七九二	かんがい 排水	二四、四〇〇	水機 構	一四、三二
神流川沿岸 排水	四、〇一九	かんがい 排水	一七、〇九三	国	一六、二四

※国＝農林水産省 森林総研＝独立行政法人森林総合研究所 水機構＝独立行政法人水資源機構

二 土地改良施設管理事業

(一) 基幹水利施設管理事業

平成八年度から県が管理する四地区の頭首工について、市町村及び土地改良区と連携を図りながら本事業を実施し、十三年度からは五地区で事業を実施した。

地区名	施設名	工期	関係市町村
渡良瀬川中央	太田頭首工	平成八〇	太田市他二市三町
渡良瀬川下流	邑楽頭首工	八〇	板倉町・館林市
鐮川	南牧頭首工	八〇	富岡市他二市一町
埼玉北部	神流川頭首工	八〇	藤岡市
赤城西麓	根利川頭首工	一三〇	沼田市他二市一村

(二) 国営造成施設管理体制整備促進事業

国又は水資源機構が造成した農業水利施設を管理する土地改良区を対象に、平成十二年度から十六年度までの五年間実施した事業の制度拡充により、十七年度から二期対策、二十二年度から三期対策として、鐮川、甘楽多野用水、中村堰、渡良瀬川上流、藪塚台地、赤城西麓、群馬用水土地改良区で実施した。

三 農業生産基盤整備事業

農業を取り巻く諸情勢は、農業者の減少や高齢化による担い手不足、農産物価格の低迷による農業所得の減少など厳しさが増す中で、地域状況や営農計画に基づく総合的な

農業生産基盤整備を実施し、農業生産性の向上を図るとともに基盤整備を契機とした担い手への農地集積・集約や耕作放棄地の解消を図るため、次の各事業を実施した。

(一) 水利施設整備

農作物の生産に必要な農業用水を安定的かつ持続的に供給するための農業水利施設の多くは、造成から相当年数が経過していることから、老朽化が進行している。施設を再建設するためには莫大な費用を要することから、既存施設の有効利用を図りつつ、長寿命化を図るストックマネジメント手法による整備を主として実施した。

平成十四年度以降、次の十一地区に着手した。(農山漁村地域整備交付金を含む)

ア 農業用水再編対策

大正用水(前橋市外)

イ 基幹水利施設補修

白岩榛名町・箕郷町、十文字(榛名町)、赤城西  
部(赤城村外)

ウ 水利施設整備(基幹水利施設保全型)

赤城大沼用水(前橋市)、中群馬(前橋市・高崎市)、  
赤谷川沿岸(みなかみ町)、坂東大堰(前橋市外)、  
大正用水(前橋市・伊勢崎市)、津久田(渋川市)

エ 戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備

頭沼(板倉町)

(二) 農地整備事業

農業生産性の向上を図るとともに、事業を契機とした担い手への農地集積・集約化を促進するため、区画整理に併せて農道や用排水路整備など総合的な農業基盤整備事業を実施した。また、平成二十二年年度から、農山漁村地域整備交付金において、基幹農道のライフサイクルコストを低減する「通作条件整備」の新たな事業を実施した。

平成十四年度以降、次の十六地区に着手した。(農山漁村地域整備交付金を含む)

ア 経営体育成型

開田(伊勢崎市)、世良田(太田市)

イ 畑地帯担い手育成型

羽場坂(赤城村)、松義東部(富岡市・安中市)、

松義中部(富岡市・安中市)、屋形原南部(沼田市)、

境小此木(伊勢崎市)、北上野(渋川市)

ウ 畑地帯担い手支援型

田代大平(嬭恋村)、須川・新巻(新治村)、四阿・白

根(嬭恋村)

エ 耕作放棄地型

萩生川西(東吾妻町)

オ 通作条件整備

赤城南(渋川市)、赤城西(昭和村)、子持(渋川市)、大笹(嬭恋村)

農地整備事業(畑地帯担い手育成型)



松義東部地区(富岡市、安中市)

(三) 農道整備事業

畑地等における農産物の集出荷及び輸送体系を確立し、農業の近代化と農村の生活環境の改善を目的に、農道整備を実施した。

平成十四年度以降、次の二地区に着手した。

一般農道整備

赤坂横野二期(安中市)、丹生高田(富岡市)

#### 農道整備事業(一般農道整備)



丹生高田地区(富岡市)

#### 四 農村振興事業

(一) 新山村振興等農林漁業特別対策事業

平成七年から実施していた山村振興等農林漁業特別対策事業を引き継ぎ、十一年度から新山村振興等農林漁業

特別対策事業が創設され、山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の特性を活かした多様な地域産業の振興、山村と都市との交流促進等の総合的な地域振興を図った。

ア 総事業費(平成十一年度～十八年度実績)

十四億九千六百万円

イ 補助金 国五〇%以内 県十五%以内

ウ 事業実施市町村 上野村ほか七市町村

(二) グリーン・ツーリズム推進

農村に存在する多彩な農産物をはじめ、豊かな自然や伝統文化、美しい景観等の地域資源を都市住民等との交流を通じて、地域の活性化を図る取組として平成七年度から実施している。

平成十五年度に、農業者・観光関係者・学識経験者・行政で構成する「群馬県新グリーン・ツーリズム推進検討会」を設置し、本県のグリーン・ツーリズムのあり方を検討した。その結果、グリーン・ツーリズム推進の基本目標を「地域の個性を活かした、地域の特性に応じたグリーン・ツーリズムの推進」とし、地域住民の理解と合意を大切にしながら長期的な視点に立ち、各地域の良さが高まることにより、群馬県全体の良さを高めるため、各地域の創意工夫によるグリーン・ツーリズムに取り組むこととした。

ア グリーン・ツーリズム推進体制確立

市町村等と連携して、グリーン・ツーリズムを支援

イ グリーン・ツーリズム普及及び定着化推進

グリーン・ツーリズムの普及及推進等のため、農業体験

イベントや広報宣伝等を実施

ウ グリーン・ツーリズム受入体制確立

交流体験プログラムの作成や人材育成を支援

## グリーン・ツーリズム普及啓発活動



小学生の農山村体験(片品村)

(三三) 中山間地域等直接支払制度

中山間地域等の農業・農村は、食料を供給するだけでなく、国土の保全や水源のかん養、自然環境保全等の公益的な役割を果たしている。

しかし、中山間地域等においては、平坦地に比べて農業生産条件が不利な地域が多く、過疎化や担い手の高齢化も進んでいることから、農業生産活動の継続が困難となり、耕作放棄地の増加等により、多面的機能の低下が懸念されている。

そこで、平成十二年度に「食料・農業・農村基本法」に基づく施策の一つとして、中山間地域等直接支払制度が創設され、十六年度までを第一期対策、十七年度から二十一年度までを第二期対策として実施し、二十二年年度から第三期対策を実施している。

ア 事業の概要

中山間地域等において集落等で協定を締結し、農業生産活動を継続する取組に交付金を交付

イ 対象地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法の指定地域又は知事が指定する地域のうち、傾斜度等の条件を満たす農用地

ウ 交付実績

年度	市町村	協定数	交付面積(ヘクタール)
一四	三四	二七〇	一、七四〇
一五	三三	二八九	一、八二三
一六	三一	二九三	一、八二七
一七	二三	二六九	一、八三八
一八	二二	二七三	一、九〇三
一九	二二	二七四	一、九一〇
二〇	二二	二七四	一、八九四
二一	一九	二七四	一、七七五
二二	一九	二二二	一、五三三
二三	二〇	二二八	一、五六六

(四) ふるさと保全対策

群馬県中山間地域ふるさと農村活性化基金の運用益等を財源として、中山間地域等における地域住民活動による農地及び農業用施設の保全管理を推進するため、地域資源の調査、担い手や住民に対する研修、普及啓発のための広報宣伝、保全活動に対する支援等を実施した。

平成二十四年三月現在の中山間地域ふるさと農村活性化基金の残高は、八億円である。

ア あげ道とせせらぎづくり推進

農業への理解促進を図るため、農業用水路等を活用し、子どもの遊び場や自然体験等の利用を推進した。

イ 水・土・農ふれあい探検隊の実施

小中学生とその保護者を対象に、農業・農村に対する理解促進を図るため、施設見学及び農業体験学習会を実施した。

ウ 「どろんつ子新聞」の作成配布

農業農村の役割や農業用施設の仕組みをわかりやすく解説した壁新聞を作成し、県内全小学校等に配布した。

エ 棚田保全活動支援

住民主体による棚田地域の農業及び農業用施設等の保全管理や活用推進の活動を支援した。

(五) 農地・水保全管理支払交付金

平成十九年度に創設された「農地・水・環境保全向上対策」、二十三年度に制度拡充された「農地・水保全管理支払交付金」により、農地及び農業用施設を適切に維持・保全するため、前橋市他二十六市町村における地域の協同活動を支援した。

年度	活動組織数	取組面積(ヘクタール)
一九	一四二	八、八三八
二〇	二〇六	一二、一六一
二一	二一九	一三、三二五
二二	二二二	一三、六九九
二三	二二四	一三、八九七

(六) 農村振興総合整備(田園居住空間整備)

農村の総合的な振興を図るため、農業生産基盤と農村生活環境の総合的な整備を実施した。

平成十四年度以降、次の一地区に着手した。

小日向(松井田町)

五 農地防災事業

集中豪雨や地震等の自然災害により農業水利施設が被災し、農地だけでなく地域住民の生命や財産、公共施設への甚大な被害が想定されるため、地域の実情に即した総合的な防災・減災対策を実施し、農業生産基盤の維持、農業経営の安定及び農村地域の暮らしの安全と財産を守るため、各事業を実施した。

なお、平成二十三年三月十一日、東北地方を中心とした東日本大震災の発生により、県内のため池も被災したため、災害復旧事業により復旧工事を実施した。

(一) 農地防災事業

農地や農業用施設の自然災害等による被災を未然に防止し、農地の保全や農業用水の安定供給を図るための整備を実施した。

平成十四年度以降、次の二十六地区に着手した。

ア 国営附帯県営農地防災

渡良瀬川中央二期(太田市外)、渡良瀬川中央三期(太田市外)、渡良瀬川中央四期(館林市外)、渡良瀬川中央二期(太田市外)

イ たため池整備

室沢新沼(粕川村)、大堤沼(宮城村)、頭無沼(前橋市)、飯土井沼(前橋市)、堀廻(沼田市)

ウ 用排水施設等整備

生枝沼(沼田市外)、大間々用水(大間々町)、上白井(渋川市)

エ 農業用河川工作物等応急対策

曾木(富岡市)、小夜戸(みどり市)、細谷堰(太田市)、新地(前橋市)、保美(藤岡市)、神流川サイホン(藤岡市)

オ 特定農業用管水路等特別対策

横沢(前橋市)、沼田平(沼田市)

カ 湛水防除

下江田(太田市)

キ 中山間地域総合農地防災

牛秣第二一二(藤岡市)

ク 地すべり対策

中郷(中里村)、わらび峠(中之条町)、高立(下仁田町)、中野(下仁田町)

(二) 災害復旧事業

平成十四年度から二十三年度の十年間における農地・農業用施設の災害発生状況は、中山間地域を中心とした局地的な災害が多く、特に十四年度は、台風六号等により、沼田市他十五市町村において五十七か所、二億九千九百万円の災害復旧事業を実施した。

平成二十三年度は、東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)により被災した高崎市、藤岡市の四か所のため池(鳴沢、大谷、牛秣、小宮)のうち、二か所(牛秣、小宮)、六千四百万円の災害復旧を実施した。

災害復旧事業実施状況(平成十四～二十三年度)

工種	被災か所数	事業費
農地 農業用施設	八〇 八七	八千二百万円 五億九百万円

(三) 障害防止対策事業

相馬原演習場に起因して発生した農業用水の枯渇被害は吉岡町、榛東村、箕郷町に及んだ。この被害対策として、昭和三十年から障害対策事業に取り組み、五十三年度までに第一期対策から第三期対策を行い、三百三十鈔余の受益水田に係る工事が完了した。

第四期対策は、昭和五十四年度から三百二十五鈔余の受益水田の対策工事を実施し、上野原(十万ト)、平成二年度完了)、桃泉(十万ト、十一年度完了)、鈴峰(十五万ト、十五年度完了)の各貯水池を新設及び水路改修して、平成十六年度に完了した。

平成十七年度からは第五期対策(二十九年度まで)として、対策事業により造成した施設について、老朽化により漏水等が生じている施設(貯水池二十四施設、用水路二施設)

の改修工事を実施した。

第四次計画(平成十四年度～十六年度)

九億八百万千円

第五次計画(平成十七年度～二十三年度)

十一億五千五百五十万四千円

## 六 県単独補助事業

(一) 小規模土地改良事業

農村地域の多様なニーズに対応したきめ細やかな基盤整備を行う地域密着型の小規模土地改良事業を実施した。

その概要は、次のとおりである。

年度	地区数	事業費(千円)
一四	二二二	一、二四一、三七八
一五	一八一	一、七一五、六六五
一六	一六五	一、五一五、〇六八
一七	一三六	一、二〇四、六九八
一八	一六一	一、一六四、六七三
一九	一六六	一、三〇六、四五四
二〇	一三八	一、二四五、六三九

二二	一四九	一、二九六、四二三
二三	一五五	一、一〇三、五四六
二四	二二七	一、三一九、八四五

(二) ため池整備事業

国庫補助事業の対象とならない小規模ため池について、堤体工、護岸工等の改修整備を実施した。

平成十四年度以降、次の二十五地区に着手した。

ア ため池等緊急防災対策(平成十四年度～十八年度)  
西原沼(粕川村)、南新波(高崎市)、谷地(前橋市)、大谷津(太田市)、清水新沼(笠懸町)、石原貯水池(渋川市)、七輿池(藤岡市)、鎌原上野原孺恋村)、宇楚井沼田市)、東荒井三号池(境町)、池田沼(前橋市)、宮谷戸(北橋村)、だるま池(藤岡市)、岡崎(吾東村)、生枝貯水池(沼田市)、新井沼(前橋市)、中島(みなかみ町)

イ ため池危機管理対策(平成十九年度～二十三年度)  
十日市貯水池(吉岡町)、女渕新沼(前橋市)、寺の入ため池(桐生市)、奥沢上沼(桐生市)、山崎池(藤岡市)、中原ため池(高崎市)、師田(みなかみ町)、鮎川(藤岡市)

(三) 地すべり防止区域危機管理事業

地すべり防止区域内の自治会との監視協定に基づいた監視業務委託及び地すべり防止施設の機能を維持するための維持補修事業を実施した。

年度	地区数	事業費(千円)
一八	九	六九一
一九	九	一、三九四
二〇	九	一、一九四
二一	一	五〇
二二	一	五〇
二三	九	二一、八〇六

七 国土調査

国土調査とは、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づき、国土の実態を科学的かつ総合的に調査し、国土の開発、保全並びにその利用の高度化に資するための基礎資料を整備する調査であり、地籍調査、土地分類調査及び水調査の三種に大別される。

(一) 地籍調査

人に関する記録として戸籍があるように、土地に関する記録を地籍といい、日本の国土を正確に、そしてもれなく記録するための土地の基礎的な調査であり、一筆毎の土地について、所在、地番、地目、筆界の調査と、登記簿に記載された所有者に関する確認、筆界の測量及び面積の測定を行い、その結果により地図及び簿冊を作成する事業で、十九市町村、総面積百十四・七九平方メートルの調査を実施し、国土交通大臣の承認を受け、知事が認証した。

地籍調査の実施状況は、次のとおりである。

年度	市町村数	調査面積(千平方メートル)
一四	一二	一九・三八
一五	一二	一一・〇二
一六	一一	七・六八
一七	四	七・五八
一八	九	八・一六
一九	四	一二・五九
二〇	六	一〇・三六
二一	六	一二・四五
二二	七	一五・〇九

市町村別実施状況(平成十四～二十三年度)

計	二二 一八	一〇・四八
	一九	一一四・七九

市町村名	調査面積(千平方メートル)
高崎市	一七・八〇
桐生市	六・一五
太田市	六・〇〇
伊勢崎市	三・七五
沼田市	二・三六
館林市	四・〇八
渋川市	一五・七三
富岡市	二・〇七
安中市	二・七七
みどり市	〇・一〇
神流町	二・〇六
甘楽町	一・二九
中之条町	一五・九五
長野原町	六・七一

計	一一四・七九
婦恋村	一〇・四九
東吾妻町	一一・四〇
川場村	一・六四
昭和村	〇・三九
みなかみ町	四・〇五

(二)土地分類調査

国土地理院発行の五万分の一地形図を基図とし、榛名山、中之条、足尾、四万、岩菅山、燧ヶ岳、男体山、八海山、越後湯沢、藤原、須坂、上田の地形、表層地質、土壌等の立地条件及び開発並びに土地利用の規制因子となる土地利用現況、水系、傾斜区分等、地域の自然的特性をまとめた。

(三) 水調査

治水及び利水に資する目的をもって、希少、陸水の流量、水質、取水量、用水量、排水量及び水利慣行等の水利に関する調査であり、平成十二年度に県内全域で調査が完了した。

